

神河町下水道事業経営戦略

(令和 3 年度改定版)

計画期間:令和 4 年度から令和 13 年度

令和 4 年 3 月



目次

第1章 経営戦略策定の趣旨と概要	1
1-1 経営戦略策定の趣旨	1
1-2 位置づけ	1
1-3 計画期間	2
第2章 事業概要	3
2-1 神河町の汚水処理について	3
2-2 事業の現況	5
2-3 民間活力の活用等	13
2-4 経営戦略の事後検証	13
2-5 経営比較分析表等を活用した現状分析	15
第3章 将来の事業環境	21
3-1 本町の将来人口と処理区域内人口の予測	21
3-2 有収水量の予測と使用料収入の見通し	25
3-3 施設の見通し	27
3-4 組織の見通し	28
第4章 経営の基本方針	28
4-1 基本理念	28
4-2 取り組み方針	28
第5章 投資・財政計画（収支計画）	29
5-1 投資・財政計画（収支計画）	29
5-2 投資・財政計画（収支計画）策定にあたっての説明	32
5-3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組みの概要	35
5-4 経費回収率の向上に向けた取り組み	37
第6章 経営戦略の事後検証・改定等に関する事項	39

卷末資料	40
------------	----

第1章 経営戦略策定の趣旨と概要

1-1 経営戦略策定の趣旨

神河町（以下、本町という。）下水道事業は、町民の安全で衛生的な暮らしを支える下水道事業を、将来にわたり安定的に継続していくための中長期的な経営の基本計画として、平成 29 年 1 月に「神河町下水道事業経営戦略」を策定しました。前回の経営戦略策定から 5 年が経過し、下水道事業を取り巻く経営環境の変化に応じて、投資計画についても見直しが必要となってきたところです。そのため、事後検証の結果も踏まえて、今後も財政基盤を強化し、住民の安全で衛生的な暮らしを支える下水道サービスを維持し続けていくために、経営戦略の見直しを行い、ここに「神河町下水道事業経営戦略 令和 3 年度改定版」を策定いたしました。

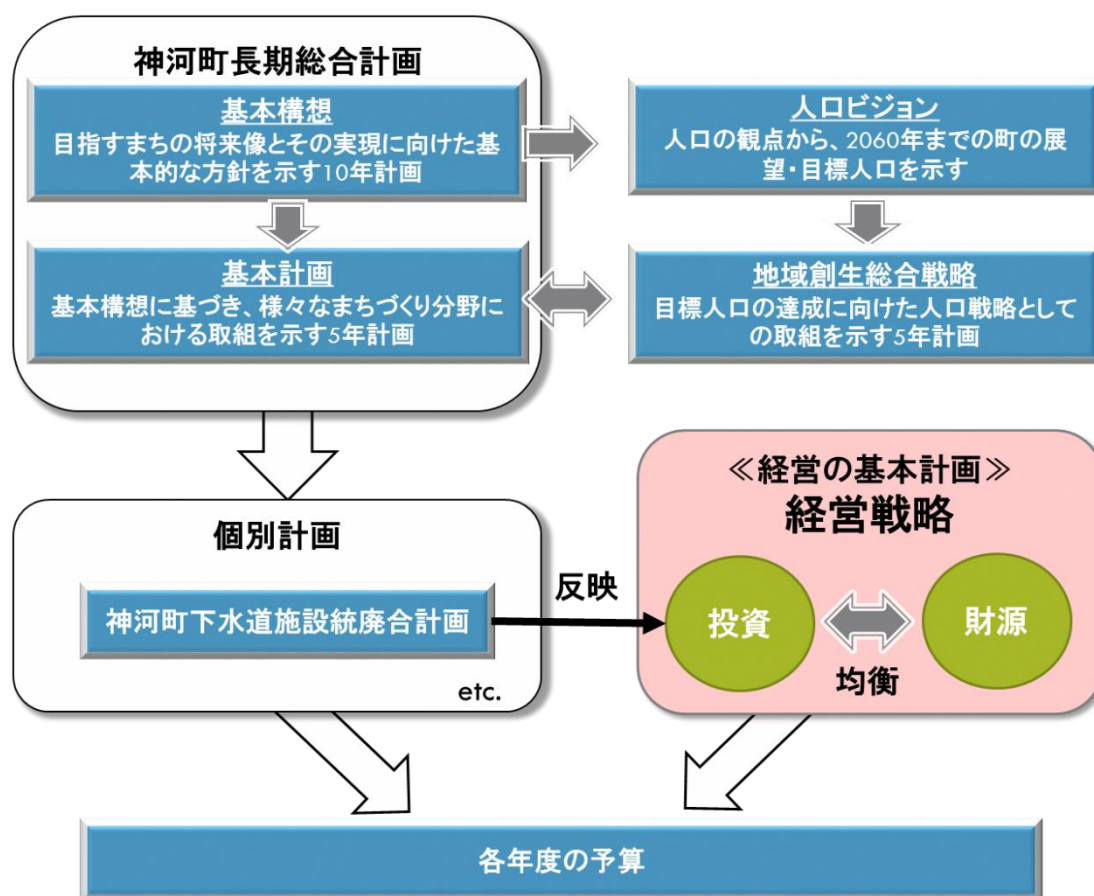
1-2 位置づけ

本町では、まちづくりの最上位計画として、長期的・計画的・効率的な行政運営の指針となる「第 2 次神河町長期総合計画」（平成 31 年 3 月）を策定し、この総合計画を基軸に政策の展開を図っています。

下水道事業では、総合計画で示した基本目標を達成するための取り組み方針を具現化するための個別計画のひとつとして、「神河町下水道施設統廃合計画」を策定しました。本経営戦略は、この統廃合計画を反映した、中長期的な事業運営の方針を示す経営の基本計画として位置づけ、下水道関連施策の方針を定めるものです。(図表 1.1)

なお、本経営戦略は、総務省による「『経営戦略』の策定・改定の更なる推進について」（平成 31 年 3 月 29 日付け総財公第 45 号、総財営第 34 号、総財準第 52 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）において策定を要請されている「経営戦略」として記載すべき内容を踏まえたものとなっています。

【図表 1.1 経営戦略の位置づけ】



1-3 計画期間

本経営戦略は、下水道事業会計〔特定環境保全公共下水道事業¹(以下、略称は特環とする。)、農業集落排水事業²(以下、略称は農集とする。)及びコミュニティプラント整備事業³(以下、略称はコミプラとする。)]を対象とし、計画期間は、10年間(令和4年度から令和13年度まで)とします。

¹ 公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもの。

² 農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設。

³ 地方団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるもの。

第2章 事業概要

2-1 神河町の污水处理について

本町は、兵庫県のほぼ中央に位置するハート型のまちです(図表 2.1)。平成 17 年 11 月 7 日に神崎町と大河内町が合併し、神河町が誕生しました。

北部は、朝来市、東部は多可町、南部は市川町、姫路市、西部は宍粟市と接しており、播磨と但馬を結ぶ、歴史ある地域として発展してきました。

面積は、202.23 平方キロメートルで、その 8 割を山林が占めており、千町ヶ峰を筆頭に、千ヶ峰・暁晴山など、1,000m 級の山々に囲まれています。一方、平野部分においては、小田原川、市川、越知川といった河川沿いに集落が点在しています。

このような自然豊かな環境下において、本町では、まちの健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資するため、地域の特性に応じ、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、及びコミュニティプラントの整備を進めてまいりました。令和 2 年度末現在、本町下水道事業の管理による下水道の人口普及率⁴は 90.9%となっています。このほか、下水道の整備が及んでいない地域においては、合併処理浄化槽⁵により汚水を処理しており、これを合わせた町全体の水洗化率⁶は 98.9%となっています。(図表 2.2、2.3)

【図表 2.1 神河町の位置】

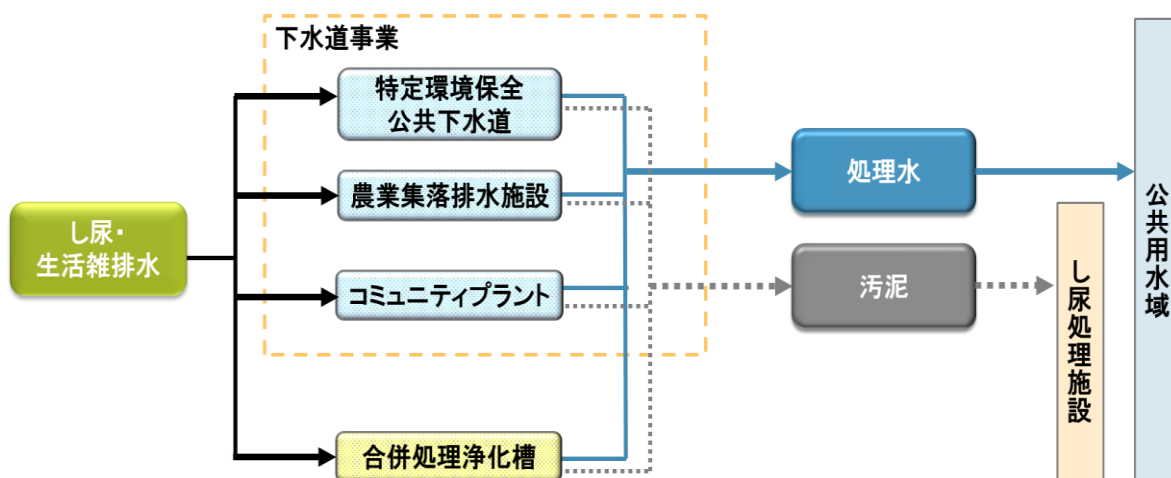


⁴ 人口普及率＝処理区域内人口÷行政区域内人口(住民基本台帳人口)

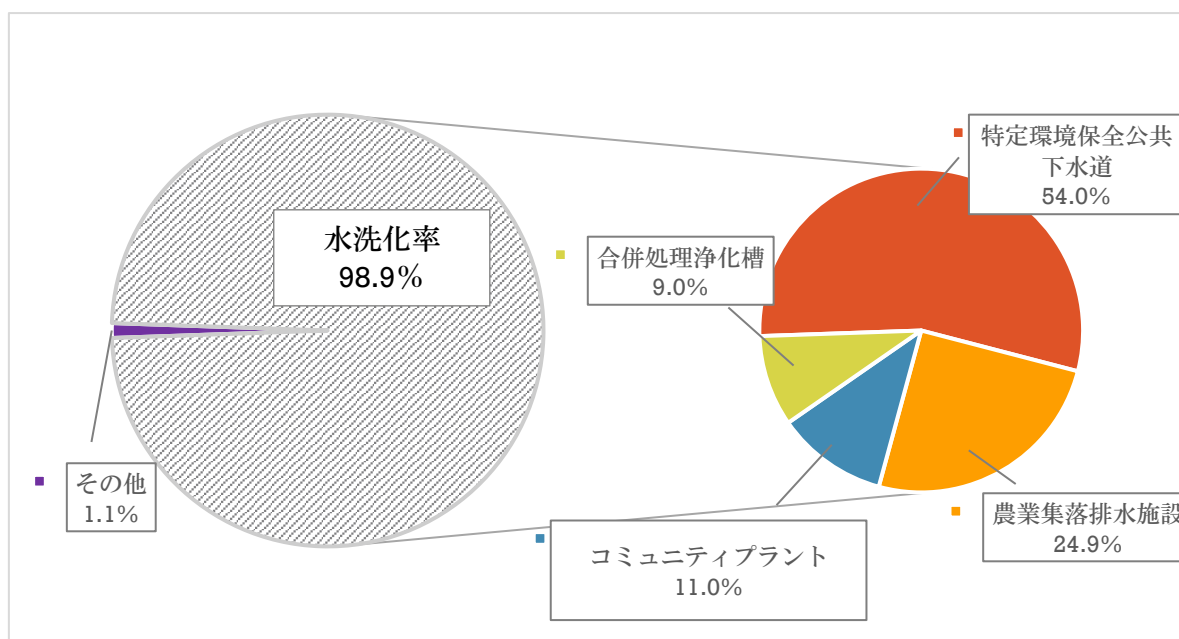
⁵ 下水道のない地域で水洗便所を使用する場合、汚水を浄化して河川等に放出するための施設であり、し尿と生活雑排水を同時に処理する施設を合併処理浄化槽という。

⁶ 水洗化率＝水洗化人口÷行政区域内人口(住民基本台帳人口)

【図表 2.2 神河町の汚水処理】



【図表 2.3 水洗化率(令和3年3月末現在)】



2-2 事業の現況

2-2-1 事業概要

各事業の概要は次のとおりです（図表 2.4）。

【図表 2.4 各事業の概要(令和 3 年 3 月末現在)】

	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	コミュニティ プラント整備事業
供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 9 年度 (供用開始後 24 年)	平成 3 年度 (供用開始後 30 年)	平成 2 年度 (供用開始後 31 年)
法適・非適の区分	法適用（一部適用） ※平成 14 年度から地方公営企業法の財務規定等を適用		
計画区域面積	449.0ha	171.3ha	62.0ha
計画処理人口	8,100 人	5,550 人	2,587 人
処理区域内人口密度	13.4 人/ha	16.1 人/ha	19.8 人/ha
流域下水道等 への接続の有無	無し		
処理区数	3（粟賀南部処理区、大山処理区、大河内処理区）	5（神崎第 1 処理区、福本処理区、南小田処理区、川上処理区、本村処理区）	4（神崎コミュニティ・プラント、上小田処理区、栗処理区、大川原処理区）
処理場数	3（粟賀南部浄化センター、大山浄化センター、大河内浄化センター）	5（神崎第 1 処理施設、福本処理施設、南小田処理施設、川上処理施設、本村処理施設）	4（神崎コミュニティ・プラント、上小田処理施設、栗処理施設、大川原処理施設）
広域化 ⁷ ・共同化 ⁸ ・ 最適化 ⁹ の実施状況	令和 3 年 4 月に南小田処理区を大河内処理区に統合した。		該当なし

⁷ 他の自治体との事業統合や流域下水道への接続を指す。

⁸ 複数の自治体で共同して使用する施設の建設、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備、事務の一部を共同して管理・執行する場合を指す。

⁹ ①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない）を指す。

2-2-2 施設

本町が所有し、維持管理を行う下水道施設・設備等は、次の表のとおりです（図表 2.5）。

【図表 2.5 主な下水道施設・設備等(令和 3 年 3 月末現在)】

事業区分	施設	数量
特定環境保全 公共下水道事業	処理場	3 箇所
	管路施設	管渠 100km マンホールポンプ 37 箇所
農業集落排水事業	処理場	5 箇所
	管路施設	管渠 40km マンホールポンプ 16 箇所
コミュニティプラント 整備事業	処理場	4 箇所
	管路施設	管渠 24 km マンホールポンプ 16 箇所

■ 処理場

各処理場の供用開始年月と処理方式等は次のとおりです（図表 2.6）。

【図表 2.6 終末処理場の概要(令和3年3月末現在)】

事業区分	施設名	処理区	供用開始	処理方式	処理能力
特定環境保全 公共下水道事業	粟賀南部浄化センター	貝野・しんこうタウン・寺野・柏尾・加納・東柏尾	平成10年1月1日	オキシデーショ ン ディッチ法 ¹⁰	1,100.0 m ³ /日
	大山浄化センター	吉富・杉・大山・猪篠・中村の一部	平成12年3月1日	オキシデーショ ン ディッチ法	1,200.0 m ³ /日
	大河内浄化センター	新野・野村・比延・寺前・鍛冶・大河・上岩・高朝田・宮野	平成10年4月2日	オキシデーショ ン ディッチ法	1,520.0 m ³ /日
農業集落排水事業	神崎第1処理施設	中村・粟賀町	平成5年10月1日	回分式活性汚泥法 ¹¹	778.0 m ³ /日 (最大)
	福本処理施設	福本	平成8年10月1日	回分式活性汚泥法	478.0 m ³ /日 (平均)
	南小田処理施設 (令和3年4月に大河内 浄化センターに統合)	南小田	平成6年7月1日	回分式活性汚泥法	151.2 m ³ /日 (平均)
	川上処理施設	川上	平成3年8月2日	接触ばっ気法 ¹²	129.6 m ³ /日 (平均)
	本村処理施設	本村	平成5年4月1日	回分式活性汚泥法	102.6 m ³ /日 (平均)
コミュニティプラ ント 整備事業	神崎コミュニティー・プラント	根宇野・山田	平成9年5月6日	長時間ばっ気法 ¹³	558.0 m ³ /日 (最大)
	上小田処理施設	上小田	平成6年7月1日	オキシデーショ ン ディッチ法	245.9 m ³ /日 (平均)
	栗処理施設	栗	平成8年7月1日	長時間ばっ気法	124.7 m ³ /日 (平均)
	大川原処理施設	大川原	平成2年11月1日	接触ばっ気法	29.1 m ³ /日 (平均)

¹⁰ 最初沈殿池を設けず、機械式エアレーション装置を有する水深の浅い無終端水路を反応タンクとして、低負荷条件で活性汚泥処理を行い、最終沈殿池で固液分離を行う一連の処理方式。

¹¹ 同じ反応タンク内で活性汚泥（微生物）による下水の浄化、汚泥の沈殿、処理水の流出を行う方式で、一つの反応タンク(回分槽と呼ばれる)に反応タンクと最終沈殿池の機能を持たせるものとなっている。

¹² 水槽内に各種の接触材を浸漬し、その表面に微生物を増殖させ、ばっ気により十分な酵素を供給すると同時に、槽内を攪拌して流入汚水を積極的に生物膜と接触させて浄化を図る方法。

¹³ 活性汚泥法の一つの処理方式であり、反応タンク内で下水と活性汚泥と呼ばれる微生物の混合液を長時間対流させて、微生物の増殖する条件を変化させることにより、余剰汚泥をできるだけ少なくさせる処理方法。

処理場のうち建物躯体の標準的な耐用年数は鉄筋コンクリート造であれば50年とされており、現時点では老朽化には至っていません。しかし、建物内に設置されている大小様々な電気設備や機械設備などの耐用年数は、15年～20年程度と比較的短いため、日常的な保守管理を確実に行うとともに、適切な時期に更新することが必要です。

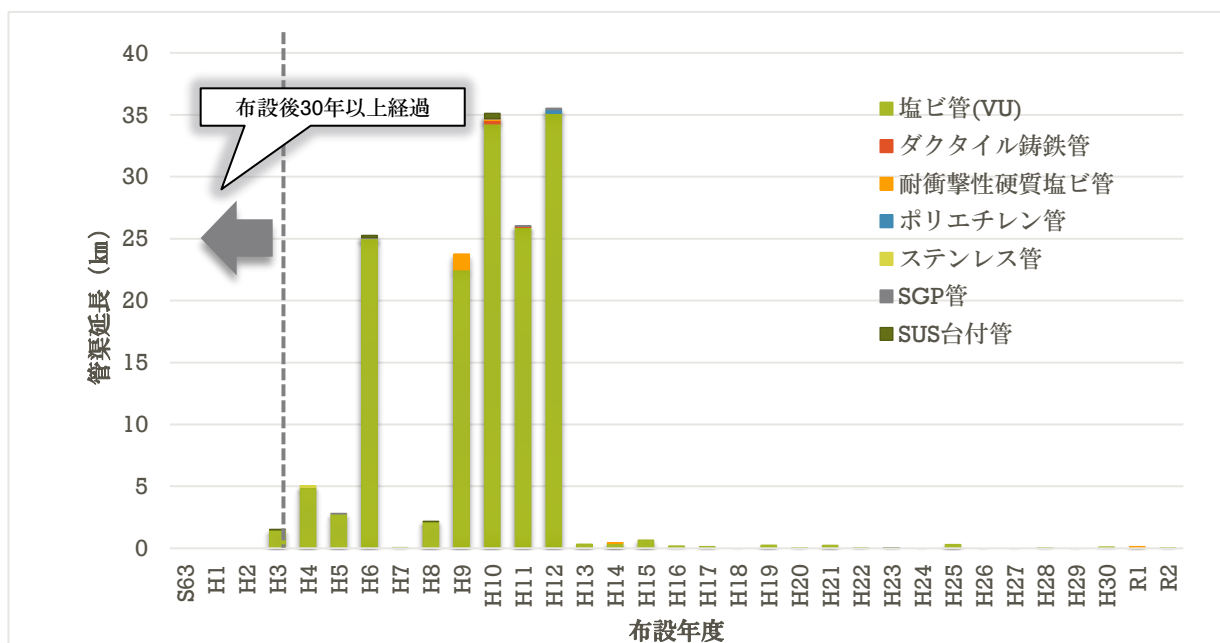
■ 管路施設

管路施設のうち管渠の標準的な耐用年数は一般的に50年とされていますが、整備後30年を経過した頃から破損による道路陥没等のリスクが高くなります。

本町の下水道の供用開始は、特定環境保全公共下水道が平成9年度、農業集落排水が平成3年度、コミュニティプラントが平成2年度であり、管渠の耐用年数である50年は経過しておらず、深刻な老朽化には至っていません。しかし、布設後30年ほどが経過した管渠もあることから、破損等のリスクは徐々に高まっています。

管渠について、施工年度別・管種別延長を次に示します（図表2.7）。

【図表 2.7 管種別・布設年度別管渠延長(令和3年3月末現在)】



上記のほか、マンホールの中には数十か所にマンホールポンプが設置されています。これらは機械装置ですので耐用年数は管渠よりも短く、定期的な点検や修繕または更新が必要となります。

2-2-3 使用料

本町の下水道使用料は次のとおりです。

■ 町水道のみを使用されている場合

1 か月当たり	
基本料金	3,000 円
使用料 (1 立方メートルにつき)	50 円
<p>【計算例】 ※ 1円未満の端数は切り捨てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月に5立方メートルの町水道を使用した場合 $(5 \text{ 立方メートル} \times 50 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円}) + \text{消費税相当額} = 3,575 \text{ 円}$ ・1ヶ月に25立方メートルの町水道を使用した場合 $(25 \text{ 立方メートル} \times 50 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円}) + \text{消費税相当額} = 4,675 \text{ 円}$ 	

■ 町水道と井戸水等を併用されている場合

1 か月当たり	
基本料金	3,000 円
使用料 (1 立方メートルにつき)	50 円 ※ 水道水の使用水量に1人あたり2立方メートルを加算した水量を生活排水の量とみなす。
<p>【計算例】 ※ 1円未満の端数は切り捨てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町水道が1ヶ月に20立方メートルで2人家族の場合(※2人×2立方メートル=4立方メートルなので合計使用量は24立方メートルとします。) $(24 \text{ 立方メートル} \times 50 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円}) + \text{消費税相当額} = 4,620 \text{ 円}$ ・町水道が1ヶ月20立方メートルで4人家族の場合(※4人×2立方メートル=8立方メートルなので合計使用量は28立方メートルとします。) $(28 \text{ 立方メートル} \times 50 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円}) + \text{消費税相当額} = 4,840 \text{ 円}$ 	

■ 井戸水等のみを使用されている(町水道を使用していない)場合

1 か月当たり	
基本料金	3,100 円
人数割料金	300 円/人
<p>【計算例】 ※ 1円未満の端数は切り捨てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1世帯3人家族の場合 $(3,100 \text{ 円} + 3 \text{ 人} \times 300 \text{ 円}) + \text{消費税相当額} = 4,400 \text{ 円}$ ・1世帯5人家族の場合 $(3,100 \text{ 円} + 5 \text{ 人} \times 300 \text{ 円}) + \text{消費税相当額} = 5,060 \text{ 円}$ 	

■ 製氷業、その他の営業

1 か月当たり	
基本料金	3,000 円
使用料 (1立方メートルにつき)	50 円 ※ 使用者の申告に基づいて生活排水量を町長が認定する。
<p>【計算例】 ※ 1円未満の端数は切り捨てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定水量が150立方メートルの場合 $(150 \text{ 立方メートル} \times 50 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円}) + \text{消費税相当額} = 11,550 \text{ 円}$ 	

令和2年4月1日に下水道使用料を改定し、それまでの人数割料金から、原則として下水道に流した使用水量によって算定した使用料となりました。

～参考～ 改定前使用料

1 か月当たり	
基本料金	3,450 円 (内税)
人数割料金	345 円/人 (内税)

本町の下水道使用料は、公費負担分を除く汚水処理に要する費用を使用料収入で賄うという経費負担の原則に沿って定めることを基本としています。徴収した使用料は、終末処理場や、管渠の保守点検・修繕などの維持管理費及び企業債利息や減価償却費などの資本費に充てています。

～参考～ 条例上の使用料と実質的な使用料(税込み)

		特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	コミュニティ プラント整備事業
条例上の使用料 ¹⁴	令和 2 年度	4,400 円	4,400 円	4,400 円
	令和 元 年度	4,485 円	4,485 円	4,485 円
	平成 30 年度	4,485 円	4,485 円	4,485 円
実質的な使用料 ¹⁵	令和 2 年度	4,167 円	3,866 円	4,221 円
	令和 元 年度	3,501 円	3,049 円	2,350 円
	平成 30 年度	3,541 円	2,968 円	2,919 円

2-2-4 組織

本町の下水道事業に関する業務は、上下水道課が担っています。令和 4 年 1 月 1 日現在、11 名の職員が上下水道課に所属し業務に邁進しています。上下水道課では、下水道事業に関して、下水道使用料・開始及び休止・名義変更・用途変更・下水処理施設の維持管理・合併処理浄化槽・河川水質管理・下水道台帳・下水道事業経理、出納・災害復旧などを主要事務として所掌しており、上下水道課職員 11 名のうち 5 名が主に下水道事業を担当しています。

¹⁴ 一般家庭における 20 m³当たりの使用料。戸割、人頭割等の使用料を設定している団体は世帯員数を 3 人とした場合の使用料。

¹⁵ 料金収入の合計を有収水量の合計で除し、20 m³を乗じたもの（業務用を含む）をいう。

令和4年1月1日時点の神河町上下水道課組織表は次のとおりです(図表 2.8)。

【図表 2.8 上下水道課職員組織表(令和4年1月1日現在)】

役職	年齢	職務分掌
課長	56	総括
副課長	53	下水道事業決算統計、予算執行、決算書作成、地方公営企業会計制度対応、上・下水道料金収納整理、上下水道事業財政健全化計画策定、上・下水道料金賦課、料金システム管理、会計システム管理、固定資産台帳システム管理、検針業務
課長補佐	51	上・下水道料金収納整理、滞納収納整理、下水道起債借入及び管理業務
係長	47	工務・総務、工事設計、施工管理、下水道統合及び長寿命化事業、施設更新計画、補助負担金関係、合併浄化槽保守管理委託、合併浄化槽管理委託、合併浄化槽設置補助交付
係長	46	工務・総務、工事設計、施工管理、道路・河川占用事務、下水道事業調査物
主事	33	上水道事業決算統計、予算執行、決算書作成、工事設計、施工管理、水道事業調査物、補助負担金関係、水道統計調査、上水道起債借入及び管理業務、棚卸資産管理
主事	23	工事設計、施工管理、道路・河川占用事務、補助負担金関係、文書管理、給水台帳管理
工技員	60	下水道施設管理、施設故障修繕対応、車両管理、漏水調査
工技員	55	上水道施設管理、施設故障修繕対応、水質検査
再任用職員	62	上水道施設管理、施設故障修繕対応、漏水調査
会計年度 任用職員	48	上・下水道料金賦課及び収納整理
合計人数 11名		

2-3 民間活力の活用等

- 民間活用の状況〔民間委託(包括的民間委託¹⁶を含む)、指定管理者制度¹⁷、PPP¹⁸・PFI¹⁹〕

施設管理や機械保守点検、汚泥処分などは民間委託の方法により実施しています。委託業務については、業務の効率性・有効性、費用対効果などを総合的に勘案し、委託によることが適当と判断したものについて行っております。

- 資産活用の状況〔エネルギー利用(下水熱・下水汚泥・発電等)、土地・施設等利用(未利用土地・施設の活用等)〕

エネルギー利用、土地・施設等利用ともに該当事項はありません。

2-4 経営戦略の事後検証

本町では平成 29 年 1 月に計画期間を平成 29 年度～平成 38 年度とする「神河町下水道事業経営戦略」（以下、旧経営戦略という）を策定しました。PDCA サイクルの一環として旧経営戦略における計画と実績の比較をすることにより、事後検証を行います。

¹⁶ 平成 13 年 4 月に国土交通省が発表した『性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン』に基づいた委託。同ガイドラインでは、性能発注の考え方に基づく民間委託を「包括的民間委託」と称している。基本的には、施設の管理運営を主体とした業務に適用する業務委託手法のこと。

¹⁷ 地方自治法第 244 条の 2 に基づく「公の施設」の管理委託制度のこと。議会の指定を受けた者が指定管理者として「公の施設」の管理を行うもので、指定管理者が利用者に対する法律（地方自治法）上のサービス提供者となる。

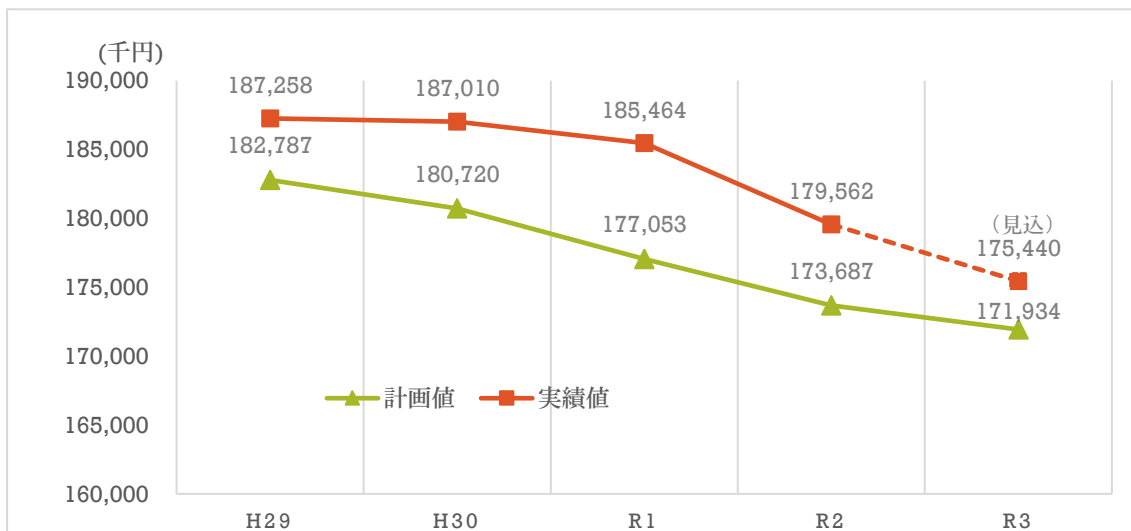
¹⁸ Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略。民間の資金やノウハウを活用する点は PFI と同様だが、PPP は民間が事業の計画段階から参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せるもの。

¹⁹ Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略。民間（Private）の資金（Finance）や経営ノウハウ・技術能力等を活用し、民間主導（Initiative）で公共施設等の建設及び運営を行う方式のこと。

■ 収益的収支

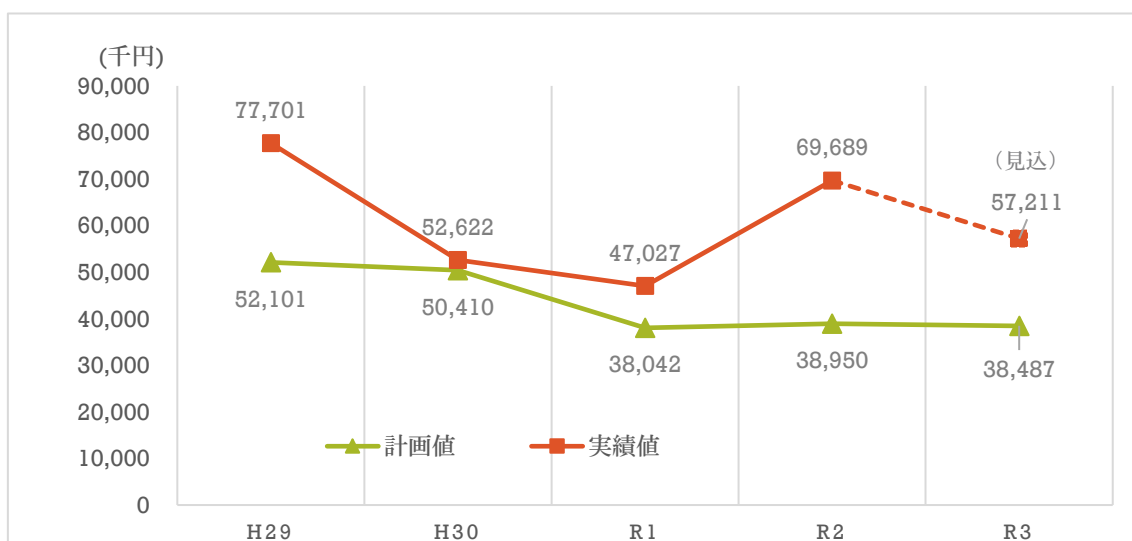
旧経営戦略における人口予測よりも実績値は若干上振れしたため、使用料収入は計画値より毎年度2～5%多く獲得できました。(図表 2.9)

【図表 2.9 使用料収入の計画実績比較】



使用料収入は計画値より多く獲得できましたが、その他の収益が計画値よりも少なかったため、収益的収入全体としては計画値よりも若干下振れしました。一方、収益的支出は経費節減により計画値よりも概ね2～4%下回りましたので、当期純利益は計画値を上回る結果となりました。(図表 2.10)

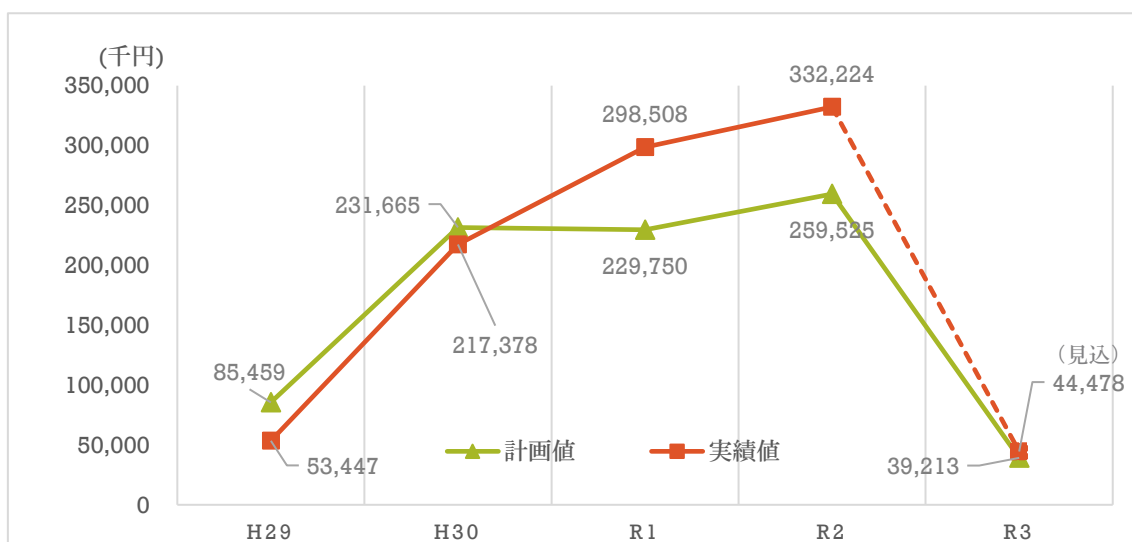
【図表 2.10 当期純利益の計画実績比較】



■ 資本的収支

本町では平成 27 年度以降十数年間にわたって、下水道施設の長寿命化事業および統廃合事業の実施を計画実行しています。このうち平成 29 年度から令和 3 年度までの期間では、南小田処理区と上小田処理区の大河内処理区への統廃合事業と、大河内浄化センター、粟賀南部浄化センターおよび大山浄化センターの長寿命化事業を実施しました。事業計画は工事実施予定区域の状況や工事の進捗等に応じて随時見直しをしながら実行していますので、計画と実績の乖離が大きくなっており、旧経営戦略では 5 年間の建設改良費総額を約 8 億 5 千万円見込んでいましたが、実際には総額で約 9 億 5 千万円を支出しました（ただし、令和 3 年度は見込額）。

【図表 2.11 建設改良費の計画実績比較】



事業費の財源として、2 分の 1 を国庫補助金、残り 2 分の 1 は企業債を見込んでいましたが、概ね計画通りとなりました。

2-5 経営比較分析表等を活用した現状分析

経営比較分析表を巻末に示します。

資料 1-1 経営比較分析表（令和 2 年度決算） 特定環境保全公共下水道事業

資料 1-2 経営比較分析表（令和 2 年度決算） 農業集落排水事業

※ 経営比較分析表は「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について（公営企業三課室長通知）」により策定が求められているものですが、コミュニティプラント整備事業については対象事業となっていないため別紙添付していません。コミュニティプラント整備事業の経営指標は、図表 2.12 を参照してください。

■ 特定環境保全公共下水道事業

経常収支比率は過去 5 年間 100%を超えているものの、基準外繰入が多く、一般会計からの繰出金に依存した経営となっています。令和 2 年 4 月に使用料改定を実施したこともあり、使用料単価（＝使用料収入／年間有収水量）は令和元年度までは 160 円前後であったのに対し、令和 2 年度には 189 円まで上昇しました。しかし、令和 2 年度は、大山浄化センターの受変電設備等の除却費を計上したことなどにより汚水処理原価が上昇し、使用料単価を上回ったため、経費回収率は 100%を下回る結果となりました。

累積欠損金比率については、直近年度では当期純利益を確保できているため、徐々に下がっていますが、依然として高い水準にあります。

当該事業の流動比率は過去 5 年間 100%を下回っており、事業単体で見ると短期的な支払能力に問題があるように見えますが、下水道事業会計全体としては令和 2 年度末で 105%となっており、事業間での資金融通をしながら資金繰りを行っているところです。

企業債残高対事業規模比率は、類似団体と同水準であり、償還が順調に進んでいるため減少傾向にあります。

施設利用率は類似団体平均を若干上回っていますが、人口減少とともに処理水量が年々減少しているため、施設利用率も徐々に低下していく傾向にあります。

水洗化率は過去 5 年間 98%前後で推移しており、非常に高い水準となっています。

固定資産の老朽化の状況については、供用開始から 24 年が経過したところであり、管渠や処理場建物は現在のところ問題ありませんが、マンホールポンプなど機械装置は修繕が多くなっている状況です。

■ 農業集落排水事業

経常収支比率は過去 5 年間 100%を超えています。基準外繰入は特定環境保全公共下水道事業より少ないものの、内部留保資金が少なく、資金が不足する場合には一般会計からの繰出金に頼らざるを得ない経営状況となっています。令和 2 年 4 月に使用料改定を実施したこともあり、使用料単価（＝使用料収入／年間有収水量）は令和元年度までは 140 円ほどであったのに対し、

令和 2 年度には 176 円まで上昇しました。これに対し、汚水処理原価は年度ごとに増減があるものの、直近年度では概ね使用料単価が汚水処理原価を上回る傾向にあり、経費回収率は 100% を超える結果となっています。

累積欠損金比率については、直近年度では当期純利益を確保できているため、徐々に下がっていますが、依然として高い水準にあります。

当該事業の流動比率は過去 5 年間 100% を下回っており、かつ、減少傾向にあります。下水道事業間での資金融通をしながら資金繰りを行っているところです。

企業債残高対事業規模比率は、類似団体より低い水準であり、償還が順調に進んでいるため減少傾向にあります。

施設利用率は類似団体平均を若干上回っていますが、人口減少とともに処理水量が年々減少しているため、施設利用率も徐々に低下していく傾向にあります。

水洗化率は過去 5 年間 99% を超えており、非常に高い水準で推移しています。

固定資産の老朽化の状況については、供用開始から 30 年が経過したところであり、管渠や処理場建物は現在のところ問題ありませんが、マンホールポンプ、処理場内の電気設備や機械装置は修繕が多くなっている状況です。

■ コミュニティプラント整備事業

コミュニティプラント整備事業の各指標は図表 2.12 のとおりです。

經常収支比率は過去 5 年間の推移をみると、概ね 100% を超えています。基準外繰入が多く、一般会計からの繰出金に依存した経営となっています。令和 2 年 4 月に使用料改定を実施したこともあり、使用料単価（＝使用料収入／年間有収水量）は令和元年度までは 150 円未満であったのに対し、令和 2 年度には 192 円まで上昇しました。しかし、汚水処理原価は使用料単価を上回っているため、経費回収率は上向いてはいるものの 40% に止まり、使用料改定後も汚水処理に係る経費を使用料で賄えていない状態が継続しています。

当該事業の流動比率は過去 5 年間 100% を大きく上回っており、短期的な支払能力に関しては問題ありません。

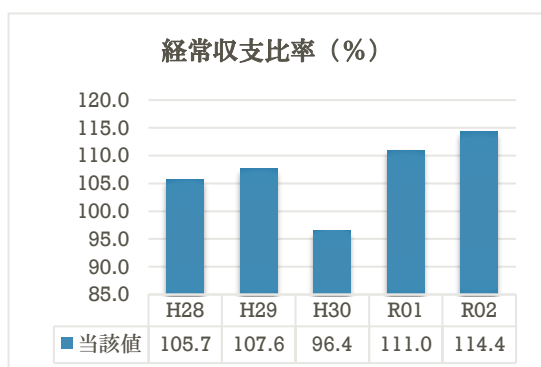
毎年度、企業債残高を上回る営業収益を獲得しており、企業債残高対事業規模比率は十分に低い水準となっています。

施設利用率は、処理水量が年々増加しているため、徐々に上昇しています。

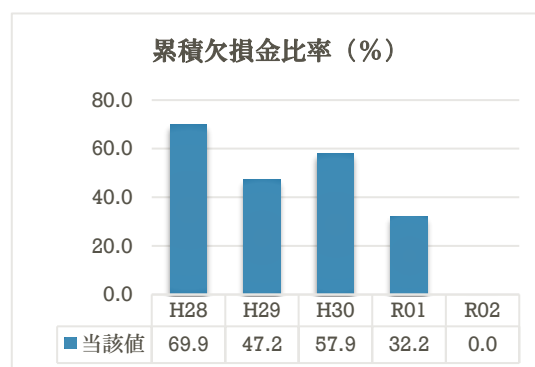
水洗化率は過去 5 年間 99% を超えており、非常に高い水準となっています。

固定資産の状況については、供用開始から 26 年が経過したところであり、老朽化が徐々に進んでいる状況です。

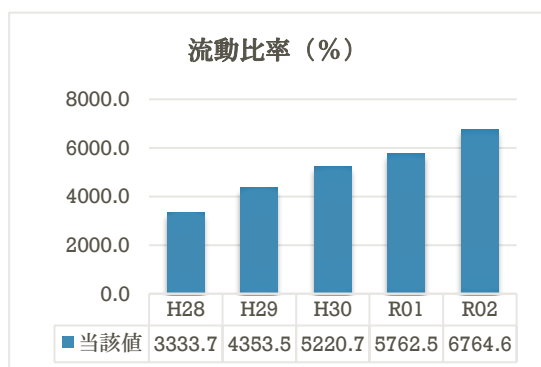
【図表 2.12 経営比較分析表(コミュニティプラント整備事業)】



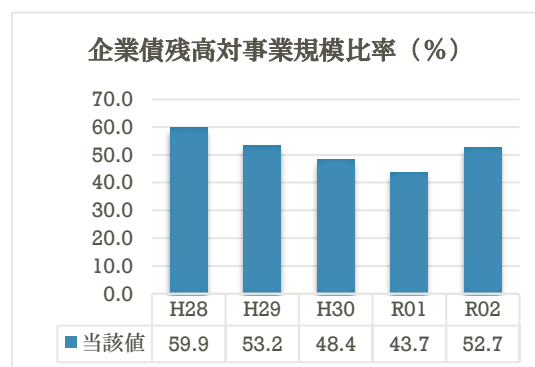
〔単年度損益〕



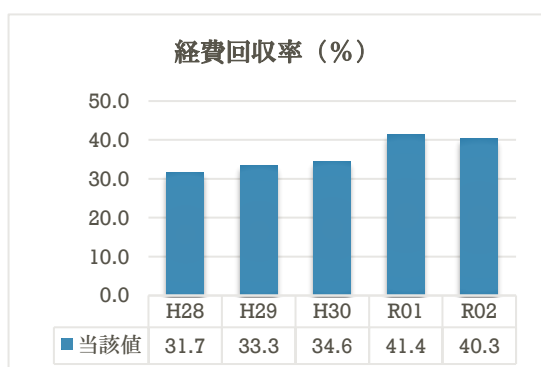
〔累積損益〕



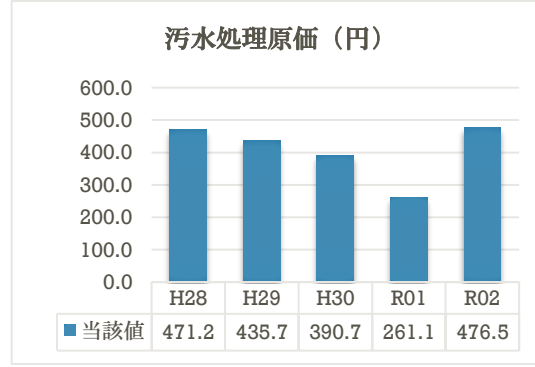
〔短期的支払能力〕



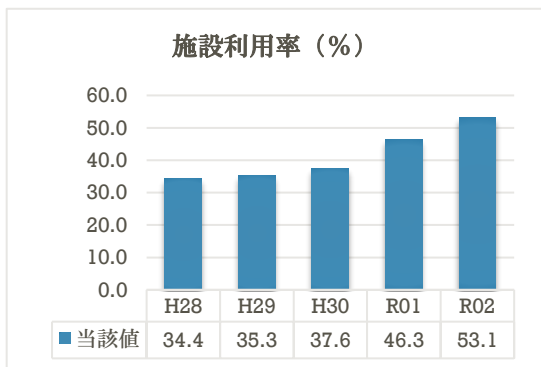
〔債務残高〕



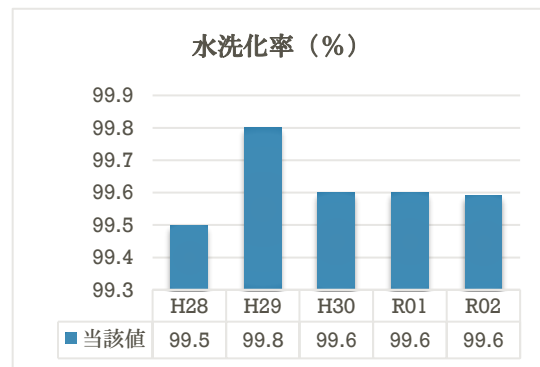
〔料金水準の適切性〕



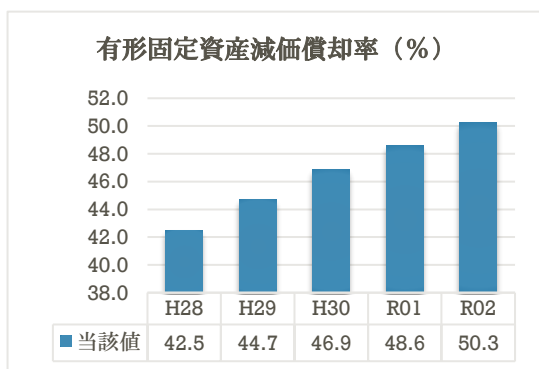
〔単位当たりのコスト〕



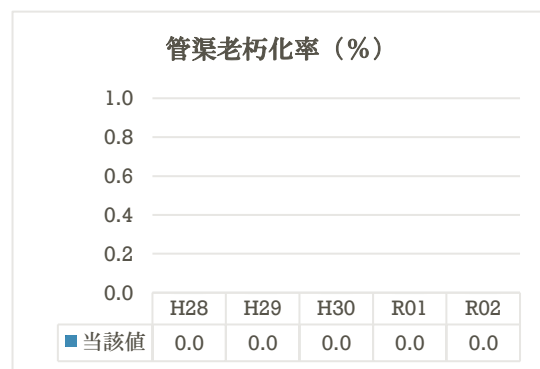
〔施設利用の効率性〕



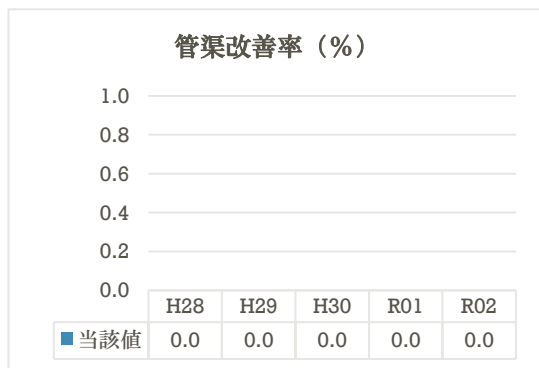
〔使用料対象の捕捉〕



〔施設の老朽化度〕



〔管渠の老朽化度〕



〔管渠の更新状況〕

～参考～ 経営指標の概要

指標	算出式	指標の意味・考え方
経常収支比率(%)	経常収益÷経常費用×100	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。
累積欠損金比率(%)	当年度未処理欠損金÷(営業収益-受託工事収益)×100	営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を表す指標。累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる。
流動比率(%)	流動資産÷流動負債×100	短期的な債務に対する支払能力を表す指標。1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要。
企業債残高対事業規模比率(%)	(企業債現在高合計-一般会計負担額)÷(営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金)×100	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。
経費回収率(%)	下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要。
汚水処理原価(円)	汚水処理費(公費負担分を除く)÷年間有収水量	有収水量1m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含むため汚水処理に係るコストを表した指標。
施設利用率(%)	晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。一般的には高い数値であることが望まれる。
水洗化率(%)	現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。
有形固定資産減価償却率(%)	有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示している。
管渠老朽化率(%)	法定耐用年数を経過した管渠延長÷下水道布設延長×100	法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有していることを示している。
管渠改善率(%)	改善(更新・改良・修繕)管渠延長÷下水道布設延長×100	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。数値が1%の場合、すべての管渠を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できる。

第3章 将来の事業環境

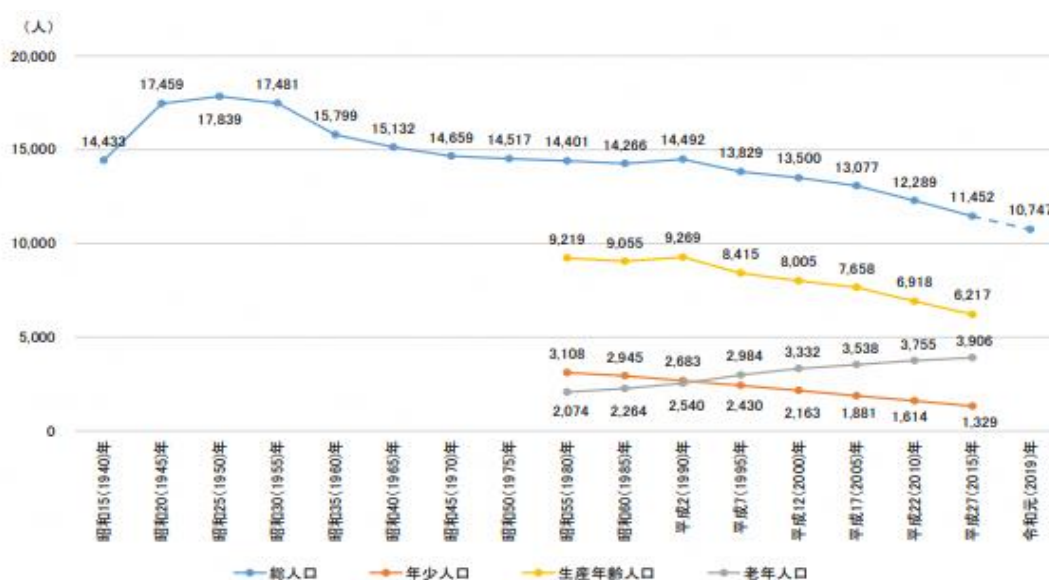
3-1 本町の将来人口と処理区域内人口の予測

本町では、平成 27（2015）年度に人口の現状及び今後の将来展望を明らかにするものとして、「神河町人口ビジョン」（第 1 期）を策定しました。その後見直しを行い、令和 2 年 3 月に「第 2 期 神河町人口ビジョン」を策定し、令和 42（2060）年までの将来人口の展望を掲げています。

■ 過去の人口推移

本町の人口は、昭和 25（1950）年の 17,839 人をピークに減少しており、平成 27（2015）年には 11,452 人となっています。年齢区分別人口をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にある一方で老年人口は増加傾向にあり、平成 7（1995）年以降は、老年人口が年少人口を逆転し、少子高齢化が顕著となっています。

【図表 3.1 人口の推移】



資料：平成 27 年国勢調査、令和元年度は兵庫県統計課市町別人口推計調査数値

【出典：第 2 期 神河町人口ビジョン P2】

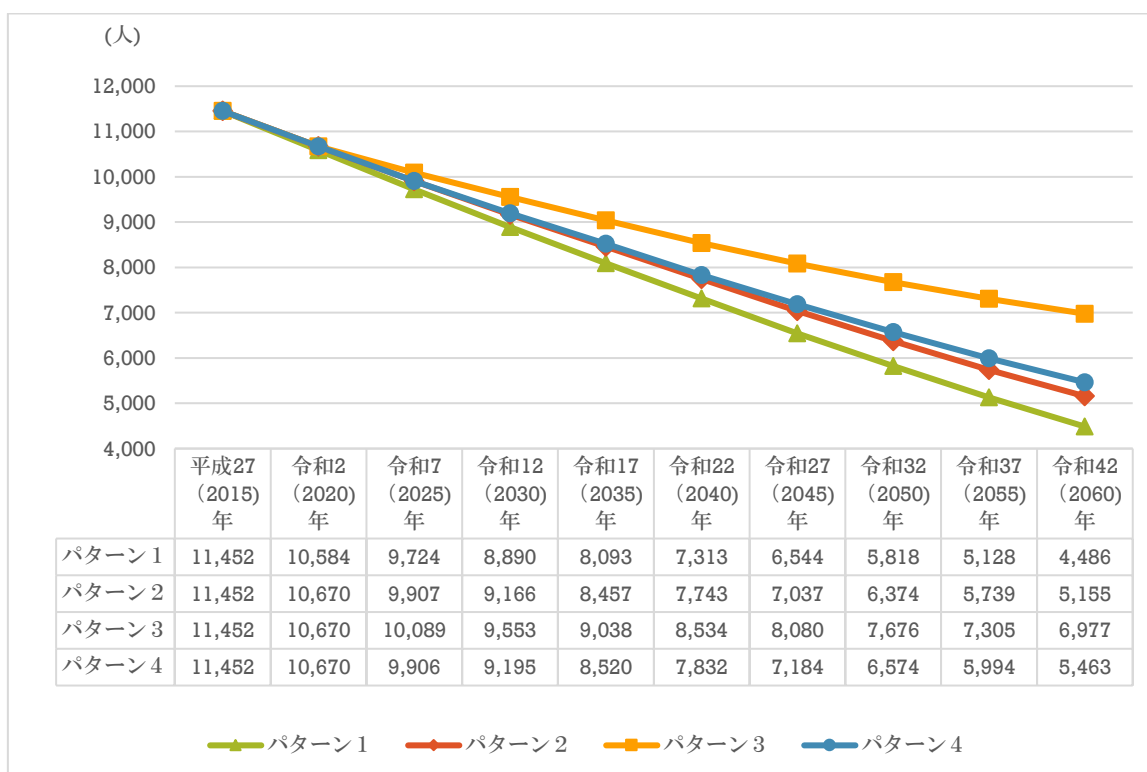
■ 将来の人口推計

「第2期 神河町人口ビジョン」では、将来人口を次の4つのパターンで推計しました。

項目	概要	備考
パターン1	国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年(2018)年推計）」に基づく	生存率等の仮定値は、2050年以降2045年値で一定と仮定
パターン2	パターン1における合計特殊出生率が2060年に2.00になるよう段階的に増加する	合計特殊出生率以外の仮定値はパターン1と同じ
パターン3	パターン2における移動率が2025年以降各年齢で均衡する（移動率が0となる）	生存率、0～4歳性比はパターン1と同じ
パターン4	パターン2における移動率が2025年以降20歳代以上で均衡する（移動率が0となる）	生存率、0～19歳性比はパターン1と同じ

各推計パターンによる人口推計結果は次のグラフの通りです。

【図表 3.2 人口推計結果】

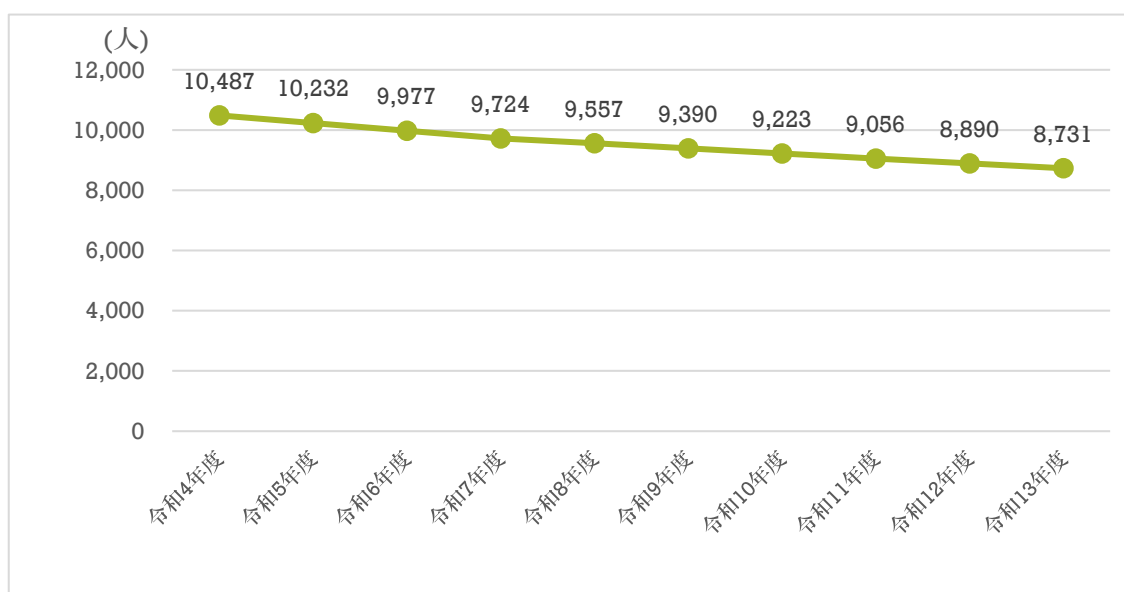


〔出典 : 第2期 神河町人口ビジョン P23〕

本町の人口目標はパターン4の推計数値に基づき、令和42（2060）年度に5,463人を目指しています。

「神河町人口ビジョン」は、本町における長期的な政策の基礎とすべきビジョンではありませんが、収支計画を策定するにあたっては、保守的な考えのもとで将来予測を行うことが必要であることに鑑み、本経営戦略では人口目標のパターン4ではなく、最も保守的なパターン1の人口推計を用いることとします（図表3.3）。

【図表 3.3 本経営戦略における将来人口(行政区域内人口)の予測】



■ 処理区域内人口の予測

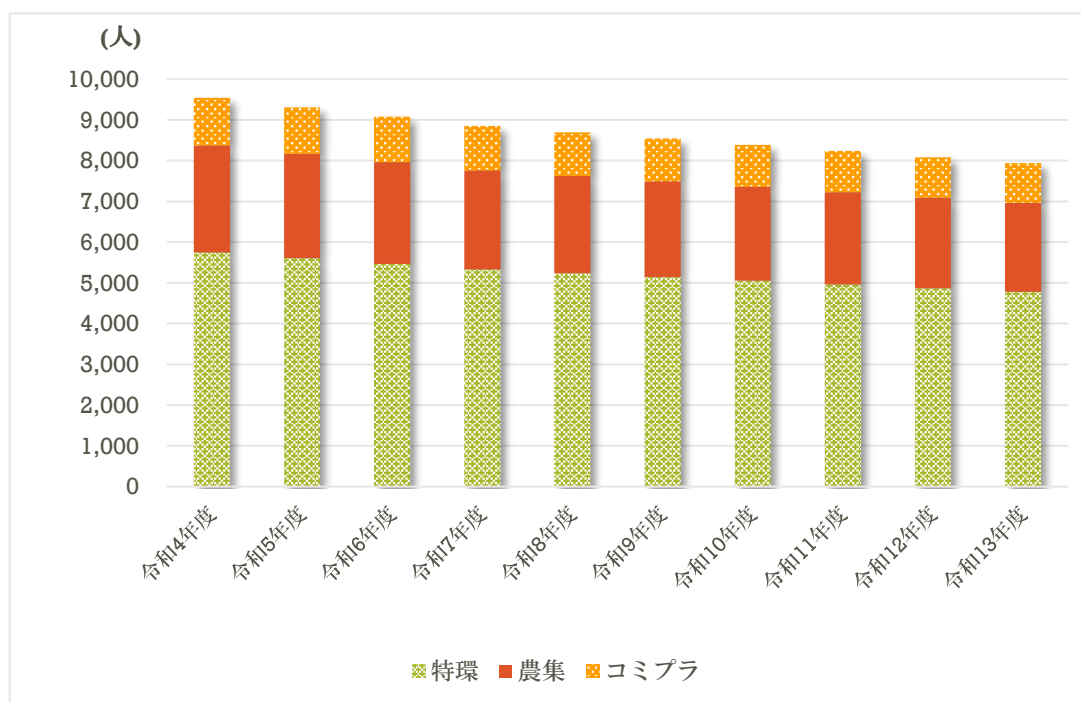
本町の下水道の人口普及率は令和3年3月末時点で90.9%と高く、下水道整備は概ね完了しています。そのため、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティプラント整備事業を合わせた普及率は今後、ほとんど変化が無いことが想定されます。よって、処理区域内人口は次のとおり予測します。

処理区域内人口 = 行政区域内人口 × 下水道人口普及率

下水道人口普及率 …	特環	54.8%で一定
	農集	25.0%で一定
	コミプラ	11.1%で一定

処理区域内人口は、行政区域内人口の減少に伴って減少していくことが予測されます。

【図表 3.4 処理区域内人口の予測】



※上のグラフは統廃合事業に伴う各事業間の人口変動を加味していません。

3-2 有収水量の予測と使用料収入の見通し

■ 有収水量の予測

有収水量は次のとおり予測します。

$$\text{有収水量} = \text{処理区域内人口} \times \text{水洗化率} \times \text{一人当たりの使用水量(年間)}$$

水洗化率 … **特環** 令和13年度（計画期間終了時）までに99.0%

農集 令和13年度（同上）までに99.5%

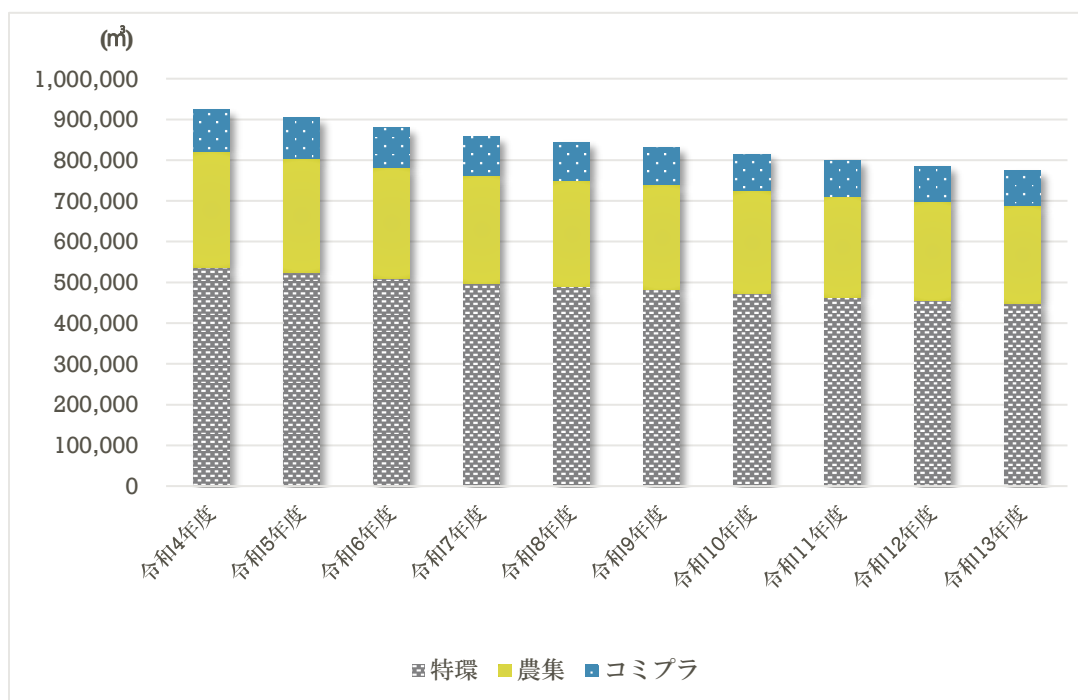
コミプラ 令和13年度（同上）までに100.0%

一人当たりの使用水量(年間) … 令和2年度の実績値で一定

なお、水洗化率については、町の上位計画である長期総合計画の基本目標3『美しく安全なまちを築く』を達成するための、下水道にかかる取り組みとして掲げられている目標指標（2023年度の下水道水洗化率99.0%）を踏まえて設定しています。

水洗化率の上昇はあるものの、処理区域内人口減少の影響が強く、有収水量は減少していくことが予測されます。

【図表 3.5 有収水量の予測】



※上のグラフは統廃合事業に伴う各事業間の人口変動を加味していません。

■ 使用料収入の見通し

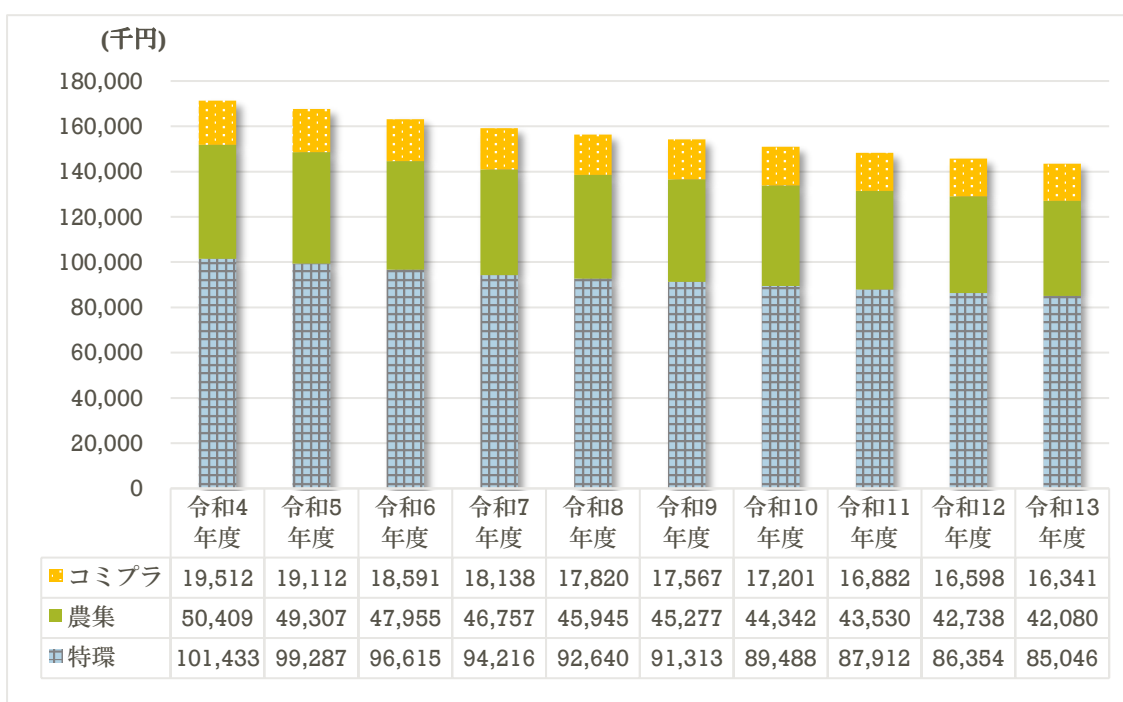
使用料収入の見通しは次のとおり算定します。

$$\text{使用料収入} = \text{有収水量} \times \text{使用料単価}$$

〔 使用料単価 … 令和2年度の実績値で一定 〕

本町では令和2年4月に使用料の改定を行いました。今後も適時に見直しを実施していきませんが、本経営戦略の策定時点では、今後の具体的な見直しスケジュールや使用料改定率等が決まっていないので、使用料単価を一定として使用料収入の予測を行っています。このため、使用料収入は有収水量の減少に伴って減少していく見通しです。

【図表 3.6 使用料収入(税抜)の見通し】



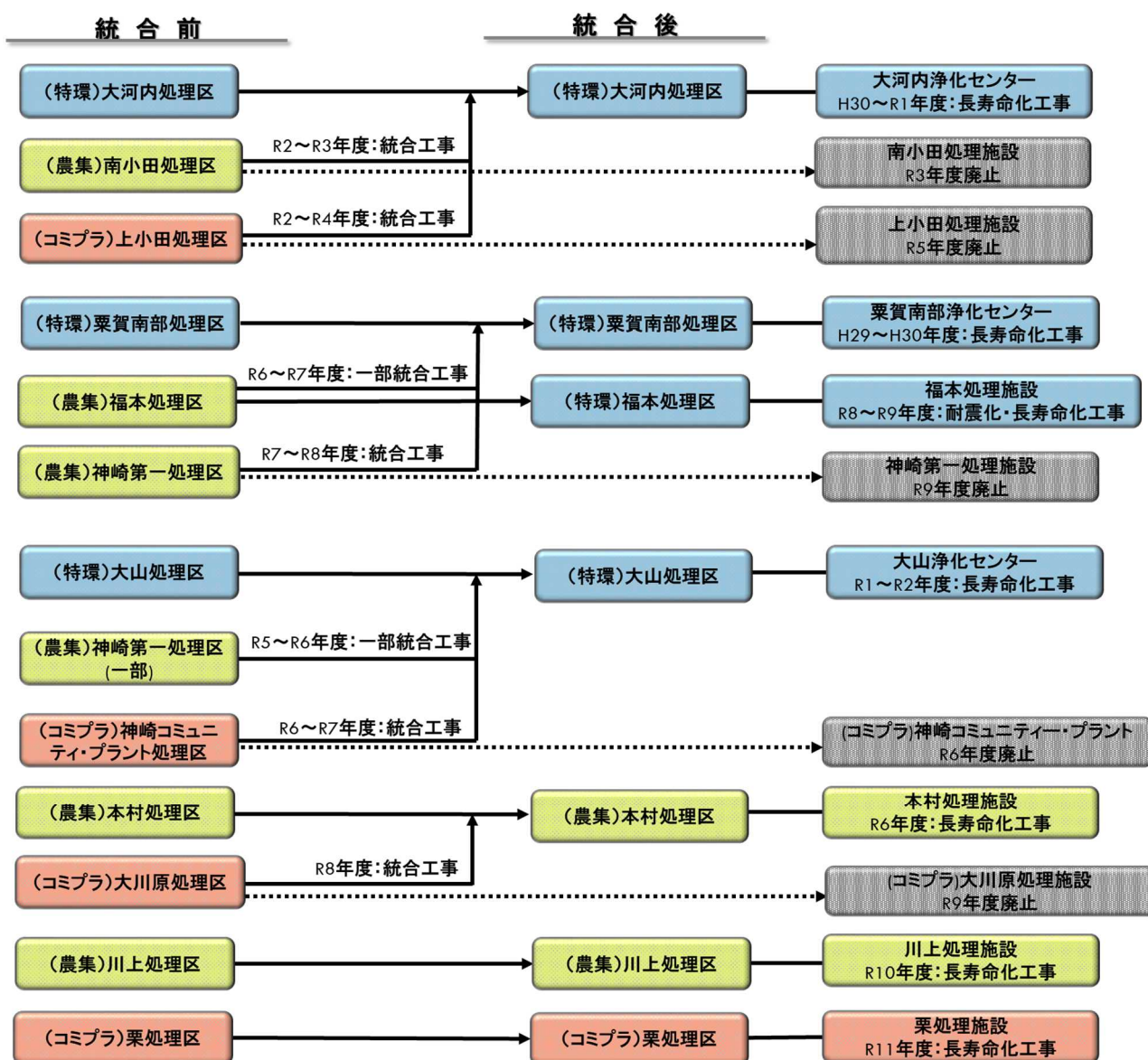
※上のグラフは統廃合事業に伴う各事業間の人口変動を加味していません。

3-3 施設の見通し

本町では下水道事業の効率的で持続可能な事業運営実施のために、平成 27 年度以降十数年間にわたって、下水道施設の長寿命化事業および統廃合事業の実施を計画し、実行しています。統廃合事業により、12 処理区 12 処理施設から 7 処理区 7 処理施設で汚水処理を行うこととなります。

計画の概要は次の図のとおりです。

【図表 3.7 長寿命化および統廃合事業の概要】



3-4 組織の見通し

現在、主に5名の職員が下水道業務にあたっています。現時点で職員の増員や削減の予定はなく、当面は現行の体制・職員数で引き続き効率的に業務を推進します。

下水道事業の業務は、専門性が必要であることから、将来にわたって安定的に維持していくためには、次世代の人材育成が課題となっています。少人数で業務を行っているため、長期間業務に従事することで一人ひとりの専門性が向上していますが、職員の世代交代に伴い知識や技術の継承も考えていかなければなりません。今後、知識や技術の継承を進めるとともに、人材育成に取り組みます。また、業務の効率性と正確性、費用対効果を勘案のうえ、一部の業務を外部委託することも検討していきます。

第4章 経営の基本方針

4-1 基本理念

「第2次神河町長期総合計画」に掲げられた、まちづくりの基本目標のひとつである『美しく安全なまちを築く』に沿って、生活排水を適正に処理し、清潔な生活環境の確保をする下水道を目指します。

4-2 取り組み方針

⊕ 下水道水洗化率の向上

未接続家庭などの下水道接続工事を促進し、水洗化率の向上に努めます。

⊕ 施設の統廃合と設備機器の長寿命化

施設の統廃合や、老朽化の進む処理場設備機器等の長寿命化を実施し、下水道の効率的で持続可能な事業運営を実現します。

第5章 投資・財政計画(収支計画)

5-1 投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画（収支計画）を巻末に示します。

資料2 投資・財政計画（収支計画）

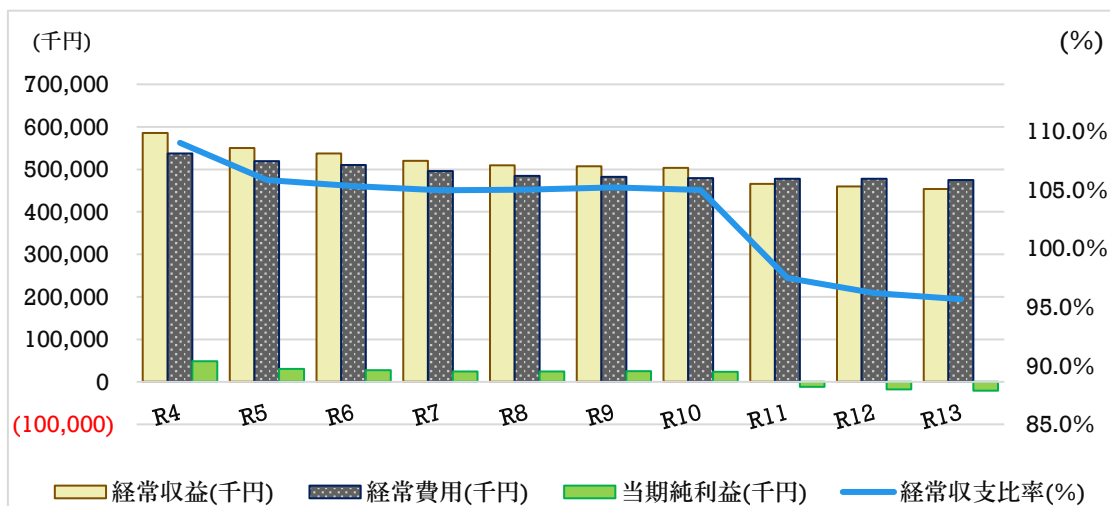
1/2 … 収益的収支

2/2 … 資本的収支

■ 収益的収支

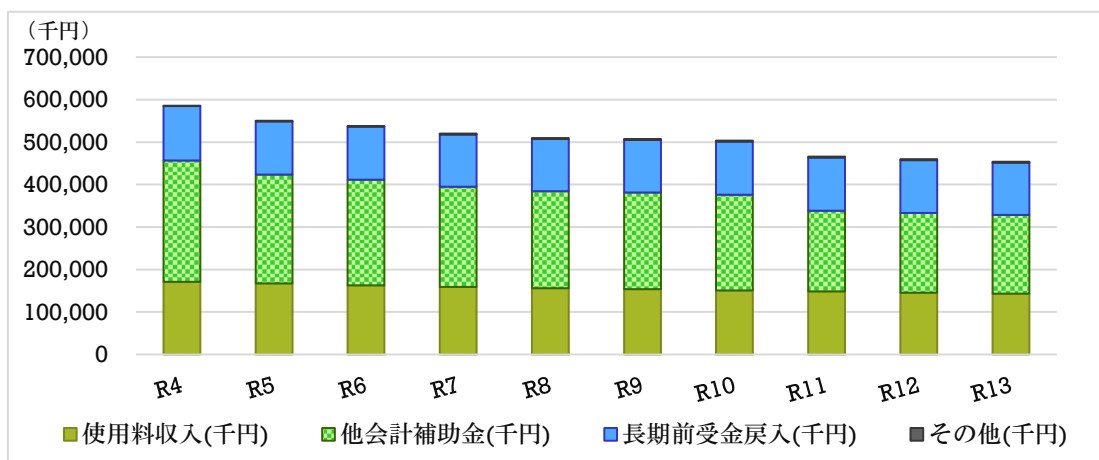
令和10年度までは経常収益は経常費用を上回って黒字となるものの、令和11年度以降は赤字の見込みです（図表5.1）。経常収益の内訳は、使用料収入、他会計補助金、長期前受金戻入²⁰、その他です（図表5.2）。経常費用の内訳は、職員給与費、経費（動力費、委託料、修繕費等）、減価償却費、企業債利息です（図表5.3）。経常収益のうち他会計補助金は、基準外繰入を見込んでいません（図表5.4）。経費負担区分を前提とした独立採算制を基本とする公営企業においては、使用料収入と基準内繰入で経常的な費用を賄っていくことが必要と考えますので、今後も逐次経営の見直しを行い黒字化に向けた方策を検討していきます。

【図表 5.1 経常収支比率および当期純利益の推移】

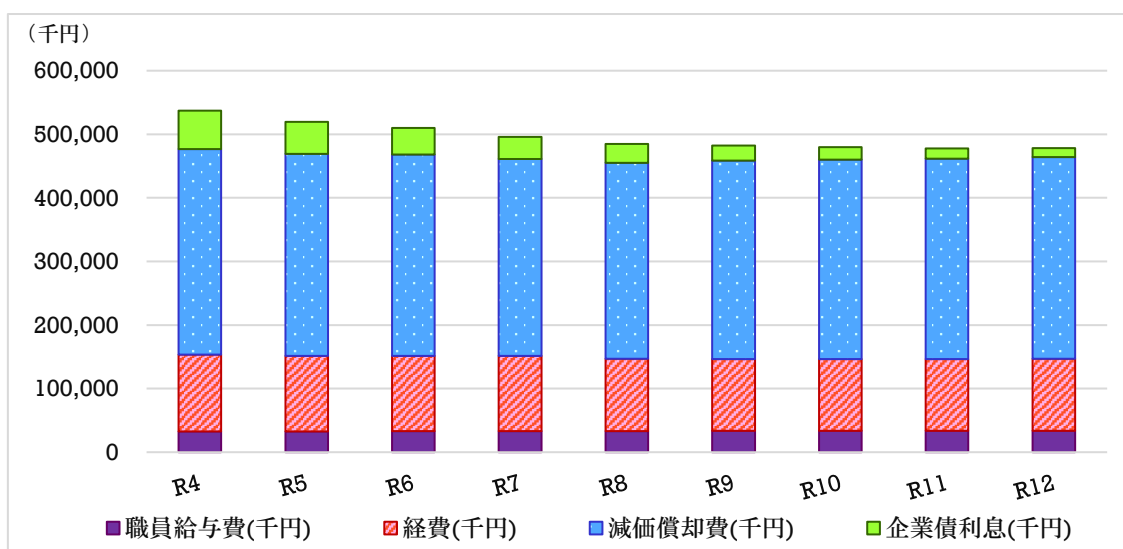


²⁰ 減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるための補助金等の交付を受けた場合に、地方公営企業法施行令第26条第1項及び地方公営企業法施行規則第21条第1項の規定により繰延収益（「長期前受金」）として整理した額を、当該固定資産の減価償却に対応して収益化したものをいう。

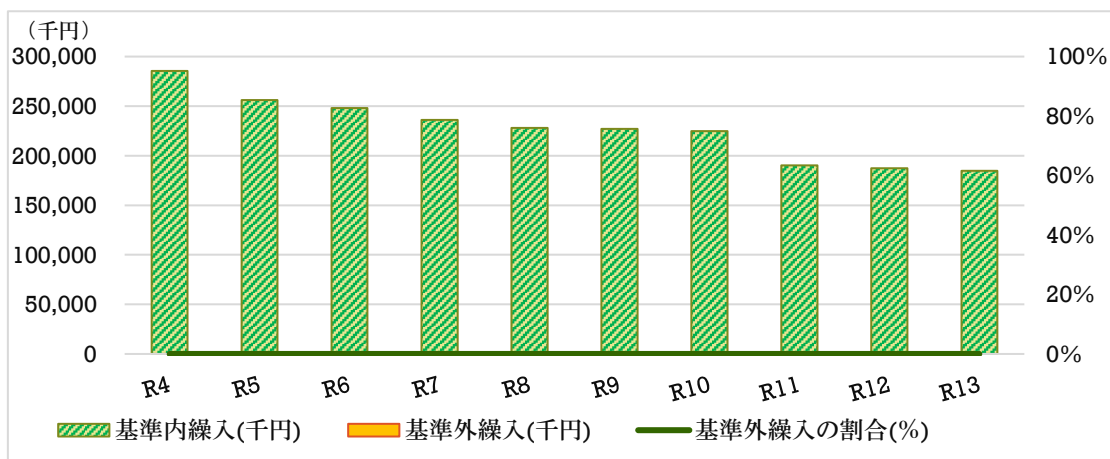
【図表 5.2 経常収益の内訳】



【図表 5.3 経常費用の内訳】



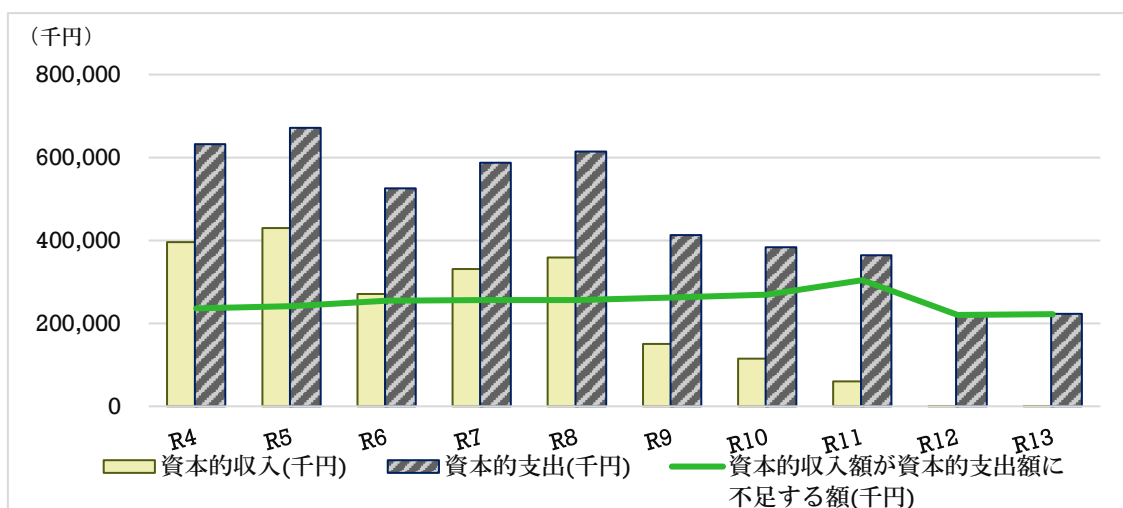
【図表 5.4 他会計補助金の内訳】



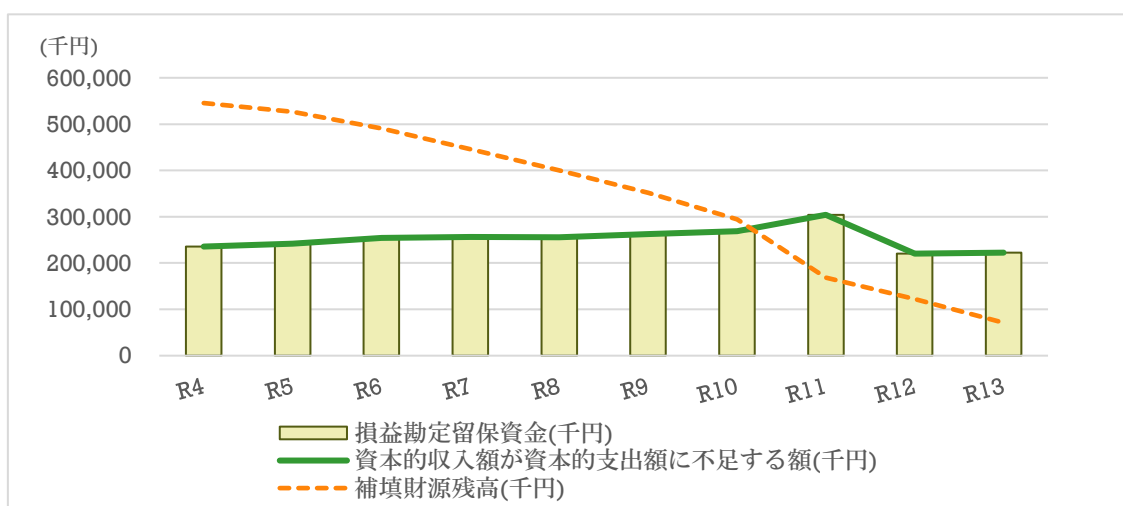
■ 資本的収支

資本的支出は統廃合・長寿命化事業に係る建設改良費と企業債償還金を見込んでいます。資本的収入は建設改良費に対する財源として主に企業債および国庫補助金、企業債償還のための財源として主に出資金および資本費平準化債²¹を見込んでいます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、損益勘定留保資金²²で補てんできる見込みです(図表 5.5、5.6)。

【図表 5.5 資本的収入および資本的支出】



【図表 5.6 補填財源】



²¹ 企業債の元金償還期間と実際の下水処理施設の減価償却期間が異なっており、減価償却期間の方が長いことから、当該年度の企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額について、発行が認められる地方債。

²² 減価償却費等の収益的収支における現金支出を必要としないものを費用計上することによって留保される資金のこと。ただし、補填財源として使用できる額は、これらの費用の合計額から長期前受金戻入や家損金見込額を控除した額となる。

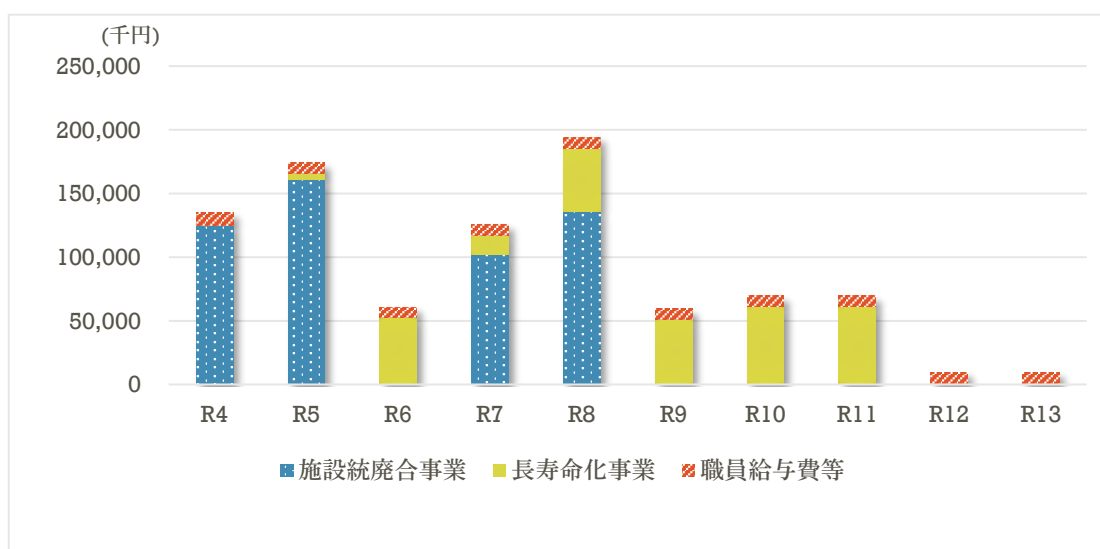
5-2 投資・財政計画(収支計画)策定にあたっての説明

■ 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設統廃合事業および、老朽化の進む処理場設備機器等についての長寿命化事業を着実に実施します。
-----	--

投資・財政計画(収支計画)において、本経営戦略の計画期間中に見込んでいる投資は次のとおりです(図表 5.7)。周辺環境の変化状況や進捗状況を十分に勘案し、見直しと改善を行いながら、着実に事業を実施していきます。

【図表 5.7 建設改良費の内訳】



■ 収支計画のうち財源についての説明

目 標	今後も持続的に下水道サービスの提供を継続していくためには、財源を確保し、安定した財政基盤を形成する必要があります。本町における下水道事業の財源目標を次のとおり定めます。	
	項 目	成 果 目 標
	使用料の見直し	最低限5年に一度の見直しを実施します。
	一般会計繰入金	計画期間を通じて、総務省が繰出基準として示す基準額を超えないようにします。
	企業債残高	計画期間を通じて前年度の残高を超えないよう新規起債を抑制します。

- ・ **使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項**

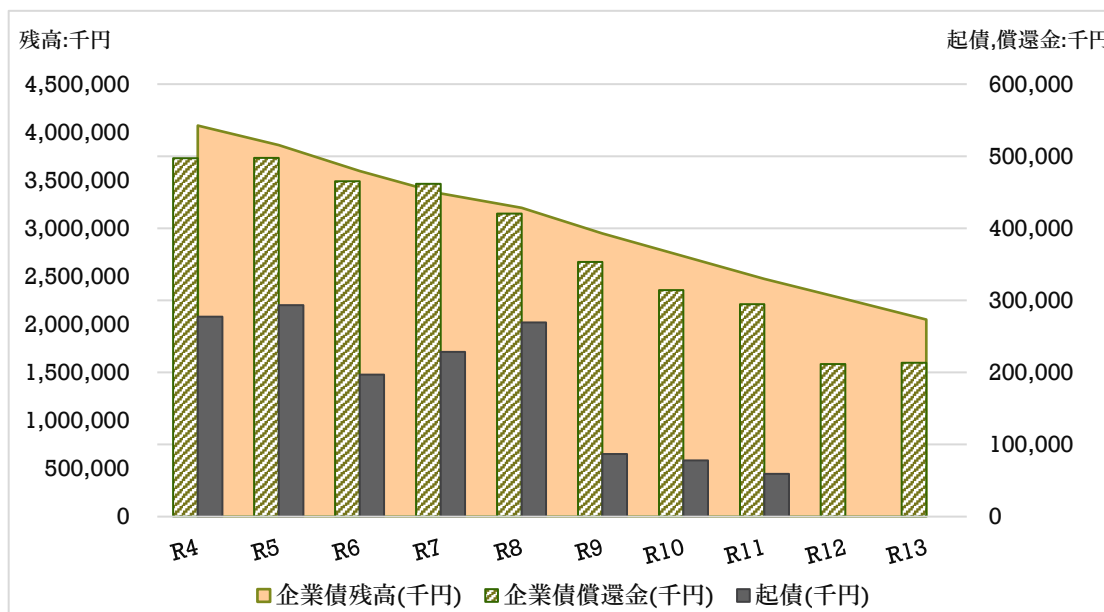
使用料については、経営状況や将来の見通しを総合的に勘案し、適時に見直しの検討を行います。本収支計画では、現行の使用料を維持することを前提としています。

詳細は「第3章 3-2 有収水量の予測と使用料収入の見通し」をご参照ください。

- ・ **企業債に関する事項**

建設改良費の財源の一部として、企業債を発行します。また、既存の企業債の元金償還期間と下水処理施設の減価償却期間とが異なることによる補填財源不足を補うため、資本費平準化債を有効活用します。

【図表 5.8 企業債の推移】



- ・ **繰入金に関する事項**

総務省「地方公営企業繰入金について（通知）」が示す繰出基準内の繰入金を計上します。

- ・ **国庫等補助金に関する事項**

補助対象事業費に対し、現時点で見込める補助率を乗じて算出しています。

■ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・ 職員給与費に関する事項

1人当たりの職員給与費に職員数を乗じて算出しました。1人当たりの職員給与費は令和2年度の決算額を基準とし、平成28年度～令和2年度の人事院給与勧告の平均を基に年0.44%ずつの上昇を見込んでいます。

・ 動力費に関する事項

1^mあたりの動力費に予測汚水処理量を乗じて算出しました。1^mあたりの動力費は、令和2年度の実績値を基準とし、物価上昇率を加味しています。物価上昇率は平成28年度～令和2年度の消費者物価指数の平均を基に年0.34%ずつの上昇を見込んでいます(以下、物価上昇率について他の項目も同様)。

・ 光熱水費、通信運搬費、修繕費、委託料及びその他営業費用に関する事項

過去5年間(平成28年度～令和2年度)の実績値の平均額を基準とし、物価上昇率を加味しています。

・ 減価償却費及び長期前受金戻入に関する事項

令和2年度までに取得した固定資産の減価償却費及び長期前受金戻入については、固定資産システムにより算出した額を計上しています。令和3年度以降に取得予定の固定資産については、次の耐用年数により計算した額を計上しています。

統廃合事業 … 50年、長寿命化事業 … 16年、備品 … 5年

・ 企業債償還金及び支払利息に関する事項

令和2年度までに発行した企業債の償還額及び利息については、各企業債の償還条件に応じた額を計上しています。令和3年度以降に発行予定の企業債については、次の償還条件により計算した額を計上しています。

建設改良企業債(統廃合事業に係るもの) … 30年(据置5年)、元利均等、年利0.5%

建設改良企業債(長寿命化事業に係るもの) … 16年(据置3年)、元利均等、年利0.2%

資本費平準化債 … 20年(据置3年)、元利均等、年利0.627%

5-3 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組みの概要

■ 今後の投資についての検討状況等

	特定環境保全 公共下水道事業	農集集落排水事業	コミュニティ・プラント 整備事業
広域化・共同化・最適化に関する事項	現時点で事業の広域化・共同化等の予定はありません。 県単位での広域的取組や周辺の状況を踏まえ、他の自治体の事例も参照しながら、町民にとってよりよい下水道事業のかたちを総合的に検討します。	「第3章3-3 施設の見通し」に記載したとおり、施設の統廃合を計画し、実行しています。	
投資の平準化に関する事項	既存の施設や設備については、長寿命化を図りつつ、健全度と重要度を鑑みながら老朽化の状況に応じて更新を検討し、投資の平準化に努めていきます。		
民間活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)	現時点でPPP/PFIなどの導入は検討しておりません。今後、近隣自治体の状況や先事例などを参考に民間活力の活用によるメリットやデメリット、本町に適用可能な手法等の検討を行っていきます。		
その他の取り組み	特記事項はありません。		

■ 今後の財源についての検討状況

	特定環境保全 公共下水道事業	農集集落排水事業	コミュニティ・プラント 整備事業
使用料の見直しに関する事項	本経営戦略においては、現行の料金体系が継続する前提で「投資・財政計画(収支計画)」を策定しましたが、5年ごとの経営戦略の検証・見直しを実施する中で、使用料の見直しの必要性についても併せて検討します。		
資産活用による収入増加の取り組みについて	活用できる資産等は保有していません。		

	特定環境保全 公共下水道事業	農集集落排水事業	コミュニティ・プラント 整備事業
その他の取組み	特記事項はありません。		

■ 投資以外の経費についての検討状況

	特定環境保全 公共下水道事業	農集集落排水事業	コミュニティ・プラント 整備事業
民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	一部業務の民間委託は実施しているものの、現時点で、包括的民間委託や PPP/PFI などの民間活用手法の導入予定はありません。コストの削減可能性や事業の安定性、危機管理体制の確保等を総合的に勘案し、最も適切な事業の実施手法を検討します。		
職員給与費に関する事項	特記事項はありません。		
動力費に関する事項	有収水量の減少による稼働状況の変化と、統廃合事業による施設統合により動力費は減少傾向となることが見込まれます。		
薬品費に関する事項	該当事項はありません。		
修繕費に関する事項	施設設備の長寿命化事業により、今後の修繕費減少が期待されます。また、既存施設の定期的保守点検を実施し、重大な故障等を未然に防ぐことにより、修繕費の低減に努めます。		
委託費に関する事項	統廃合事業に伴い、現在実施している委託業務の精査を行います。その際には、民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、及び技術継承の面などを考慮して、業務委託の範囲を検討していきます。		
その他の取組み	特記事項はありません。		

5-4 経費回収率の向上に向けた取り組み

5-4-1 経費回収率の見通し

令和2年度決算における経費回収率は、特定環境保全公共下水道事業は75.9%、農業集落排水事業は124.8%、コミュニティプラント整備事業は40.3%、下水道事業全体では77.0%と、100%を下回っています。今後10年間も100%未満で推移する見通しとなっており、経費回収率の向上に向けた取り組みが必要です。

【図表 5.9 経費回収率の見込み(下水道事業全体)】

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
経費回収率(%)	89.8	88.5	86.6	84.5	84.1	84.2	83.3	82.0	79.0	77.7
使用料収入(百万円)	171	168	163	159	156	154	151	148	146	143
汚水処理費 ※ (百万円)	191	190	188	188	186	183	181	181	184	185

※公費負担分を除く

5-4-2 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省から発出された、令和2年7月22日付事務連絡に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを示します。

【図表 5.10 経費回収率向上に向けたロードマップ】

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
経営戦略計画期間		←—————→									
経営戦略の見直し						◎					◎
使用料の見直し	具体的取組	5年に一度、使用料の見直しを行い、必要と認められた場合は料金改定を実施する。									
	実施時期		→ 見直し検討			◎ 改定		→ 見直し検討			◎ 改定
接続率の向上	具体的取組	下水道に対する理解を深めることを目的として、未接続世帯に対して個別に啓発活動を行う。									
	実施時期	—————→ 随時									
経費削減への取り組み	具体的取組	統廃合事業により一定の経費削減が見込まれるが、さらに、効果的で効率性が向上すると見込まれる場合は民間委託や共同発注するなど、経費削減の可否を検討したうえで予算執行を行う。また、職員は常に経費削減の意識を持って日々の職務を遂行する。									
	実施時期	—————→ 随時									
投資計画の随時見直し	具体的取組	一度作成した計画に固執せず、状況変化に適応したより良い設備投資が実行できるよう、投資計画の随時見直しを行う。									
	実施時期	—————→ 随時									

5-4-3 業績目標

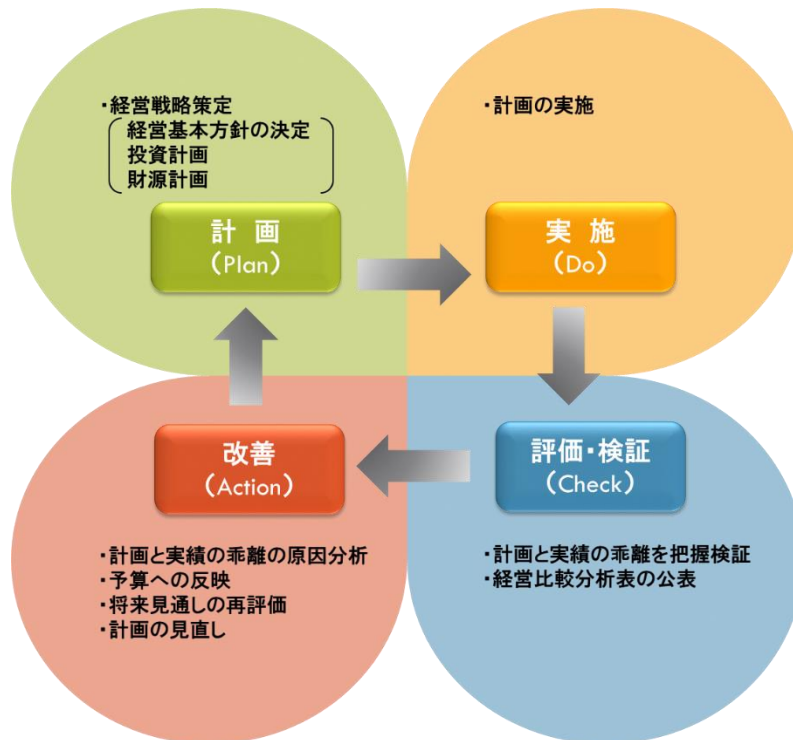
経費回収率向上に向けた取り組みの業績目標として、計画期間終了時（令和13年度）までに経費回収率100%の達成を目指します。

第6章 経営戦略の事後検証・改定等に関する事項

本経営戦略の計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間です。この間、PDCAサイクルの考え方を活用し、進捗状況の管理（モニタリング）と見直し・改善（ローリング）を行います。

<p>■毎年度の進捗管理（モニタリング）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資・財政計画（収支計画）の実績値の確認及び計画値との乖離状況の確認 ✓ 計画と実績の乖離については検証・対応策を検討したうえで予算に反映 ✓ 経営比較分析表を活用した各経営指標の分析（経営比較分析表は県ホームページにおいて公表） 	<p>■5年ごとの検証・見直し（ローリング）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当初計画と実績の乖離について原課による検証、経営責任職によるレビューを実施 ✓ 将来見通しの再評価 ✓ 上記を踏まえ、経営戦略を改定 ✓ 改定を行った際には議会へ報告するとともにホームページ掲載等の方法により住民に公表
---	--

【図表】 PDCA サイクルのイメージ



卷末資料

資料 1-1 經營比較分析表(令和2年度決算) 特定環境保全公共下水道事業

資料 1-2 經營比較分析表(令和2年度決算) 農業集落排水事業

資料 2 投資・財政計画(収支計画)

経営比較分析表（令和2年度決算）

兵庫県 神河町

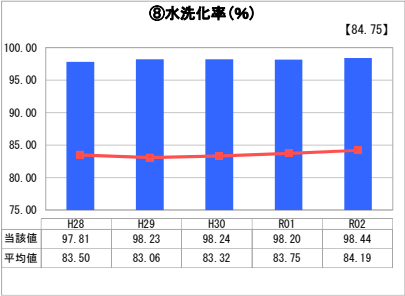
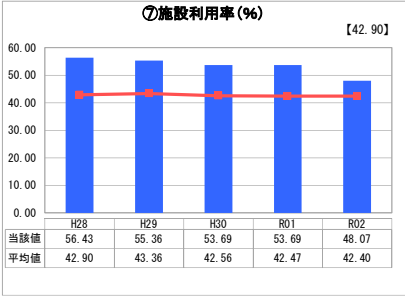
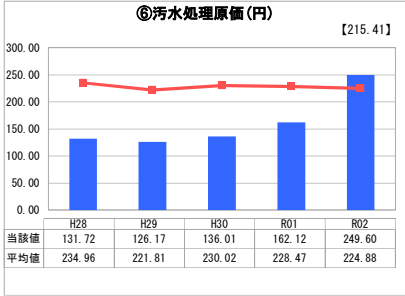
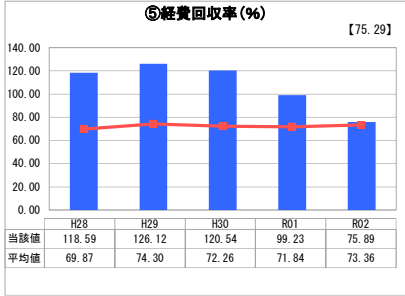
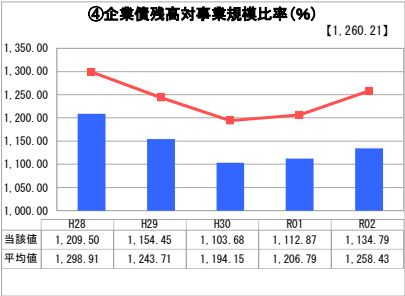
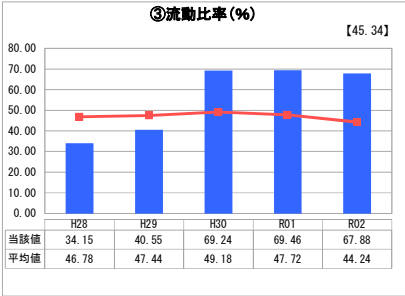
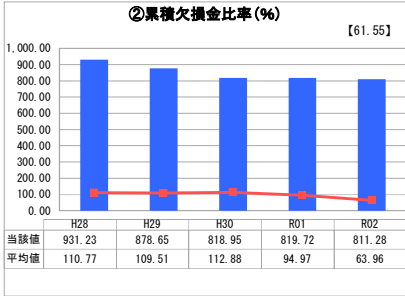
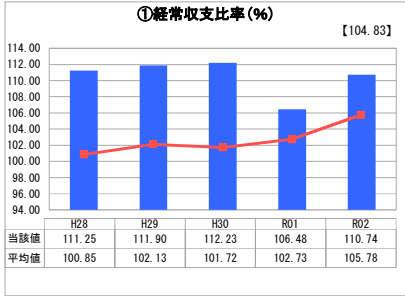
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	43.77	54.82	92.16	4,400

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
11,115	202.23	54.96
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
6,029	4.49	1,342.76

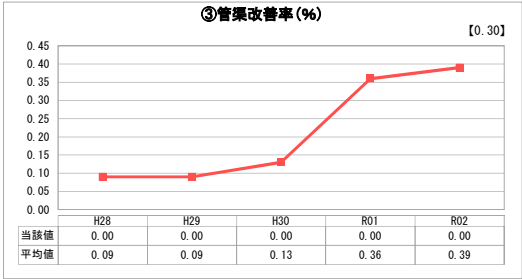
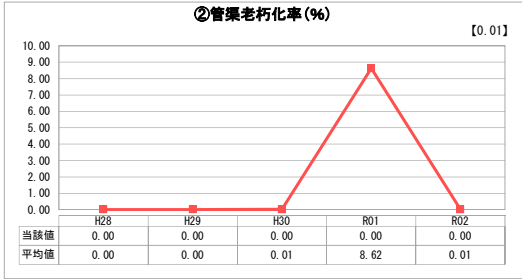
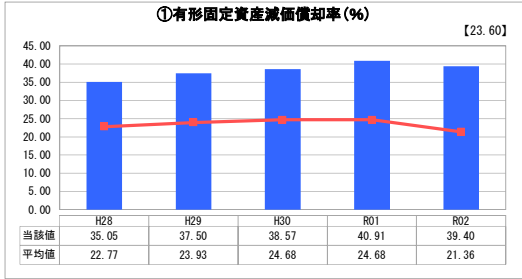
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は100%を超えてはいるが、人口減に伴う使用料の減と地域創生の取り組みによる新規加入金免除による収入減があり、一般会計からの繰出金に依存した運営になっている。
 累積欠損金比率は、毎年純利益を出しても約10億円の欠損金を一気に解消することができず、営業収益の減に伴って悪化している。内部留保資金の運用に留意しながら引き続き累積欠損金の解消に向けて経営健全化に努めていく。
 経費回収率の低下と汚水処理原価の上昇については、処理場の長寿命化工事の完了に伴う資産減耗費の計上が影響している。

2. 老朽化の状況について

管渠では、管路は特に問題はないが、マンホールポンプ及び中継ポンプの機械装置の修繕が多くなっている。
 3ヶ所ある処理場の長寿命化工事がすべて完了し、今後農集3ヶ所、コミプラ2ヶ所を施統合する予定で、農集1ヶ所とコミプラ1ヶ所の管路接続工事に着手した。

全体総括

当町の下水道事業は、合併浄化槽エリアを含めて、全町で生活排水処理施設が整備されており、集合処理区での生活排水処理率は98.7%と高い数字で、住民の皆様へ快適な生活環境を提供している。
 令和2年4月1日から下水道使用料を人头制から従量制へと移行した。水道料金とともに県内でも高額なので値上げは難しい状況である。
 下水道事業を将来にわたり継続するためには、経営の健全化・安定化が必要であり、経営戦略に基づき健全な運営に向けてコスト意識の高揚、経費の削減、未収金の収納、水洗化率のアップに努めていく。また、30年後を見据えて近隣市町との広域化、共同化の検討を進めている。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和2年度決算）

兵庫県 神河町

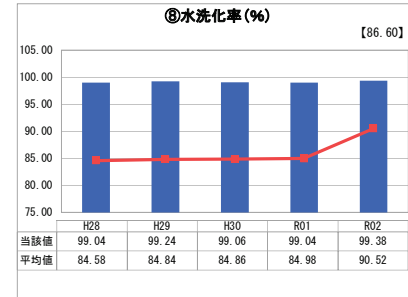
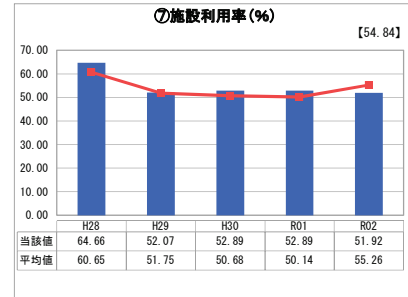
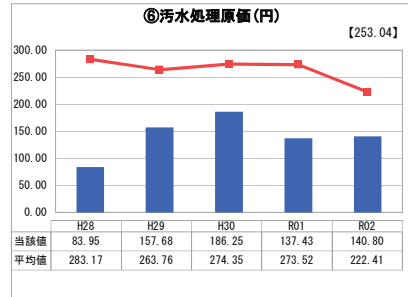
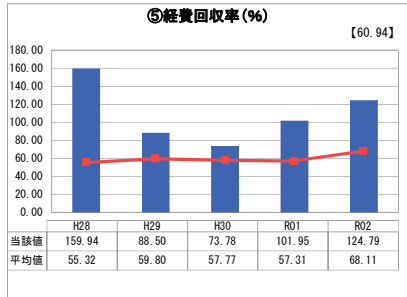
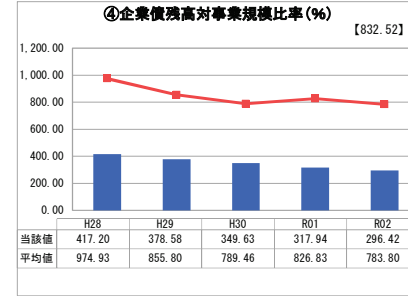
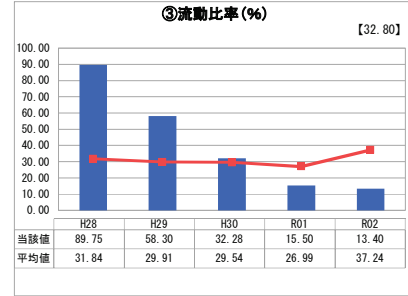
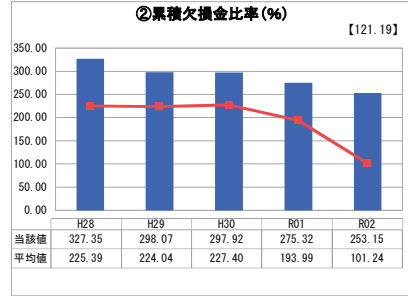
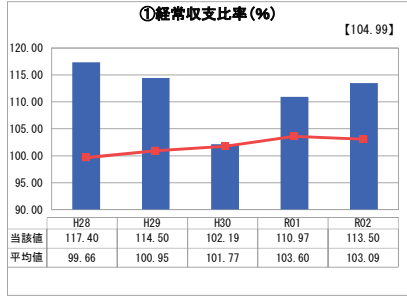
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	67.51	25.03	77.16	4,400

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
11,115	202.23	54.96
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,752	1.71	1,609.36

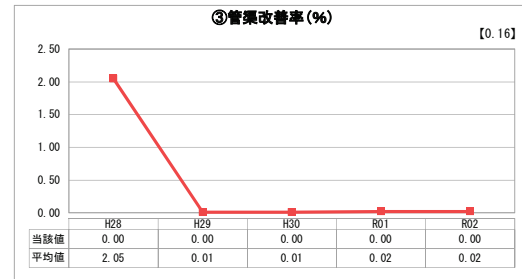
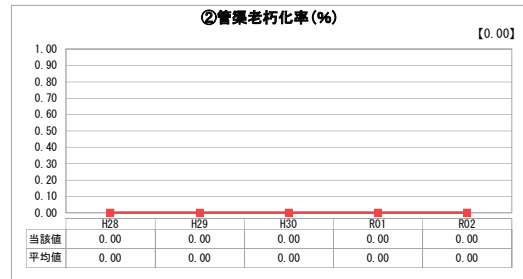
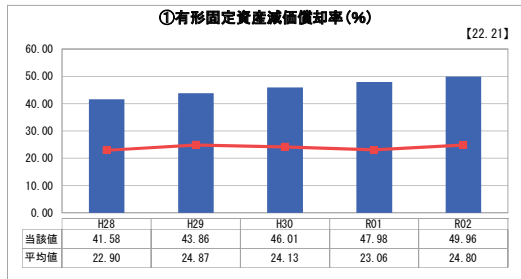
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は100%を超えてはいるが、人口減に伴う使用料の減と地域創生の取り組みによる新規加入金免除による収入減があり、一般会計からの繰出金に依存した運営になっている。
 累積欠損金比率については、1億5千万円を超える欠損金を一気に解消することができない状況でわずかな解消である。流動比率については使用料収入の増額が見込めない上に、操出基準により算出した繰入額が年々減っていることが影響している。

2. 老朽化の状況について

管渠では管路は特に問題はないが、マンホールポンプ、中継ポンプの機械装置修繕が多くなっている。
 処理場においてもポンプやモーターなどの機械装置修繕が多くなっている。
 5箇所ある農集施設のうち3箇所を特環公共下水道施設に統合する予定である。そのうち1ヶ所の特管路接続工事に着手した。

全体総括

当町の下水道事業は、合併浄化槽エリアを含めて、全町で生活排水処理施設が整備されており、集合処理区での生活排水処理率は98.7%と高い数字で、住民の皆様へ快適な生活環境を提供している。
 令和2年4月1日から下水道使用料を人頭制から従量制へと移行した。水道料金とともに県内でも高額なので値上げは難しい状況である。
 下水道事業を将来にわたり継続するためには、経営の健全化・安定化が必要であり、経営戦略に基づき健全な運営に向けてコスト意識の高揚、経費の削減、未収金の収納に努めていく。また、30年後を見据えて近隣市町との広域化、共同化の検討を進めている。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

神河町下水道事業会計
(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分		(決 算)	(決 算 込)										
資 本 的 収 入	1. 業 債	347,700	226,900	277,600	293,600	197,200	228,400	269,400	86,800	77,800	59,500	0	0
	うち資本費平準化債	212,600	217,900	215,700	211,200	172,500	170,700	132,300	62,300	18,300	0	0	0
	2. 他会計出資金	61,913	50,967	60,279	53,722	47,291	43,873	41,655	38,153	36,318	0	0	0
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国庫補助金	169,388	11,255	55,370	82,000	26,000	58,000	47,000	25,000	0	0	0	0
	8. 都道府県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工事負担金	812	750	3,000	750	750	750	750	750	750	750	750	750
10. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (A)	579,813	289,872	396,249	430,072	271,241	331,023	358,805	150,703	114,868	60,250	750	750	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B) (C)	579,813	289,872	396,249	430,072	271,241	331,023	358,805	150,703	114,868	60,250	750	750	
資 本 的 支 出	1. 建設改良費	332,224	44,478	134,809	174,212	60,589	125,673	194,110	59,500	69,537	69,575	9,613	9,651
	うち職員給与費	8,243	8,709	8,315	8,352	8,389	8,426	8,463	8,500	8,537	8,575	8,613	8,651
	2. 企業債償還金	491,782	495,373	497,355	497,487	465,132	461,579	420,534	353,418	314,406	294,835	211,469	213,250
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	824,006	539,851	632,164	671,699	525,721	587,252	614,644	412,918	383,943	364,410	221,082	222,901	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	244,193	249,979	235,915	241,627	254,480	256,229	255,839	262,215	269,075	304,160	220,332	222,151	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	230,796	249,979	235,915	241,627	254,480	256,229	255,839	262,215	269,075	304,160	220,332	222,151
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	13,397	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	244,193	249,979	235,915	241,627	254,480	256,229	255,839	262,215	269,075	304,160	220,332	222,151	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	4,557,137	4,288,664	4,068,909	3,865,022	3,597,090	3,363,911	3,212,777	2,946,159	2,709,553	2,474,218	2,262,749	2,049,499	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分		(決 算)	(決 算 込)										
収 益 的 収 支 分		338,087	311,284	285,511	255,976	248,046	236,124	228,136	226,920	224,858	190,274	187,205	184,793
	うち基準内繰入金	312,022	288,128	285,511	255,976	248,046	236,124	228,136	226,920	224,858	190,274	187,205	184,793
	うち基準外繰入金	26,065	23,156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		61,913	50,967	60,279	53,722	47,291	43,873	41,655	38,153	36,318	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	61,913	50,967	60,279	53,722	47,291	43,873	41,655	38,153	36,318	0	0	0
合 計		400,000	362,251	345,790	309,698	295,337	279,997	269,791	265,073	261,176	190,274	187,205	184,793

年月： 令和 4 年 3 月

発行： 神河町下水道事業

〒679-3116

兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地（神河町役場本庁舎 1 階）

上下水道課

TEL 0790-34-0966

FAX 0790-34-1556
